

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議第五十号 厚生年金保険法案(衆議院附付)外三件

いは、同月の標準報酬月額に相当する額。

二 昭和二十九年四月の標準報酬月額が八千四である者であつて、健康保険の被保険者であるものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一万八千四をこえるときは、一万八千四とする。

2 第二十三条第一項の規定の適用については、前項の規定による標準報酬額は、第二十二條の規定によつて決定された標準報酬額となし、昭和二十九年四月の標準報酬額又は同年五月の健康保険法による標準報酬額の基礎となつた報酬月額、標準報酬の基礎となつた報酬月額とみなす。

第六条 旧法による標準報酬は、この法律による標準報酬とみなす。

(従前の処分等)

第七条 この附則に別段の規定があるものを除くほか、旧法又はこれに基く命令によつてした処分、手続その他の行為は、この法律又はこれに基く命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(基本年金額の計算の特例)

第八条 基本年金額を計算する場合において、三千円未満の標準報酬月額があるときは、これを三千円として計算する。

(老齢年金の受給資格年齢の説替)

第九條 第四十二條第一項第一号中「六十歳」とあるのは、左の表の上欄に掲げる者については、それぞれ

れ同表の下欄のように読み替へるものとする。但し、旧法による被保険者であつた者に限る。

明治三十五年五月一日以前に生れた者	五十五歳
明治三十五年五月二日から明治三十八年五月一日までの間に生れた者	五十六歳
明治三十八年五月二日から明治四十一年五月一日までの間に生れた者	五十七歳
明治四十一年五月二日から明治四十四年五月一日までの間に生れた者	五十八歳
明治四十四年五月二日から大正三十五年五月一日までの間に生れた者	五十九歳

2 第四十二條第一項第一号中「五十五歳」とあるのは、左の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。但し、附則第四條第二項但書の規定により第三種被保険者であつた期間とみなされる期間(以下「旧法による第三種被保険者であつた期間」という。)のある者に限る。

明治四十年五月一日以前に生れた者	五十歳
明治四十年五月二日から明治四十二年五月一日までの間に生れた者	五十一歳
明治四十二年五月二日から大正二年五月一日までの間に生れた者	五十二歳
大正二年五月二日から大正五年五月一日までの間に生れた者	五十三歳
大正五年五月二日から大正八年五月一日までの間に生れた者	五十四歳

(遺族年金の受給資格年齢の説替)

第十条 左の表の上欄に掲げる期間中は、第五十九條第一項第二号中「六十歳」とあるのは、旧法による被保険者であつた者の夫については、それぞれ、それぞ同表の中欄のようとする。

昭和二十九年五月一日から昭和三十三年四月三十日まで	五十五歳	五十歳
昭和三十三年五月一日から昭和三十七年四月三十日まで	五十六歳	五十一歳
昭和三十七年五月一日から昭和四十一年四月三十日まで	五十七歳	五十二歳
昭和四十一年五月一日から昭和四十五年四月三十日まで	五十八歳	五十三歳
昭和四十五年五月一日から昭和四十九年四月三十日まで	五十九歳	五十四歳

に、第六十五條中「五十五歳」とあるのは、旧法による被保険者であつた者の妻については、それぞれ同表の下欄のよう読み替へるものとする。

(老齢年金の特例)

第十一條 昭和二十九年五月一日において旧法による老齢年金の受給権を有する者には、その者が第四十二條に該当しない場合においても、同条の老齢年金を支給する。但し、その老齢年金が、旧法第三十一條第二項又は第三十五條第一項の規定により、その支給を停止されているときは、この限りでない。

2 前項の老齢年金については、第四十四條中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは、「受給権者が旧法による老齢年金の受給権を取得した当時」と読み替へるものとする。

3 第一項の者には、同項の規定による老齢年金の額と旧法による老齢年金の額との差額の十二分の一に相当する額に、老齢年金の支給を受ける事由が生じた月の翌月から昭和二十九年四月までの期間の月数を乗じて得た額を一時金として支給する。

4 第一項の者がこの法律の施行の際において旧法による老齢年金の受給権を有する場合に、その者には、前項の規定にかかわらず、同項の一時金を支給しない。但し、その老齢年金が、旧法第三十六條第一項但書の規定により、その支給を停止されているときは、この限りでない。

5 第三項の規定による一時金については、その性質に反しない限り、この法律による保険給付に関する規定を準用する。

八四二

第十二條 継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基く被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基く被保険者期間が十六年以上である者が、この法律の施行後五十五歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に、その者が第四十二條に該当しない場合においては、その者に同条の老齢年金を支給する。

2 前項の規定中「五十五歳」とあるのは、附則第九條第二項の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄のよう読み替へるものとする。

(遺族年金の特例)

第十三條 この法律の施行の際において旧法による遺族年金(旧法第三十一條第一項後段に規定する期間を満了している者が死亡したことによる遺族年金に限る。)の受給権を有する者には、その者が第五十八條及び第五十九條に該当しない場合において、第五十八條の遺族年金を支給する。

2 前項の者には、同項の規定による遺族年金の額と旧法による遺族年金の額との差額の十二分の一に相当する額に、旧法による遺族年金の支給を受ける事由が生じた月の翌月から昭和二十九年四月まで

の期間の月数を乗じて得た額を一時金として支給する。但し旧法による遺族年金が、旧法第四十四条但書の規定により、その支給を停止されているときは、この限りでない。

3 前項の規定による一時金については、附則第十一條第五項の規定を準用する。

第十四条 継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基く被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基く被保険者期間が十六年以上である者が、昭和二十九年五月一日以後、この法律の施行後に死亡したときは、第五十八條に該当しない場合においても、その者の遺族に同条の遺族年金を支給する。

第十五条 旧法第二十四條から第二十五條ノ二までの規定によつて計算した被保険者期間が六箇月以上の者であつて、この法律の施行前に被保険者の資格を喪失したものが、附則第四條第二項に規定する期間内に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつて、その被保険者の資格喪失後二年以内に死亡したときは、第五十八條に該当しない場合においても、その者の遺族に同条の遺族年金を支給する。

(従前の保険給付)
第十六条 この法律の施行の際現に旧法による年金たる保険給付(従

老年金及び旧法第三十一條第一項

後段に規定する期間を満たしている者が死亡したことによる遺族年金を除く)を受ける権利を有する者には、この法律の施行後も、なお従前の例による保険給付を支給する。その者又はその者の遺族が、死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族について、同様とする。

2 前項の規定による保険給付に関する事項のうち、この法律の第三章第一節及び第六節並びに第四章から第八章までに定める事項については、同項の規定にかかわらず、この法律の規定を準用する。

3 第一項の規定による保険給付のうち、従前の障害年金の例によつて支給する保険給付は、第四十八條、第五十六條第二号及び第六十九條第三号の規定の適用については、この法律による障害年金とみなす。

4 旧法による年金たる保険給付のうちこの法律の施行前に支給すべきであつたもの及び旧法による一時金たる保険給付であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

5 前項の規定により従前の例によつて支給する旧法による脱退手当金の受給権は、その受給権者がこの法律による被保険者となつたときは、消滅する。

6 第一項の規定による保険給付については、同項の規定によるほか、左の各号に定めるところによる。

一 従前の遺族年金の例による保険給付は、十六歳以上十八歳未満の子又は孫にも支給する。

二 従前の寡婦年金の例による保険給付は、十六歳以上十八歳未満の子がある寡婦にも支給する。

三 従前の遺族年金の例による保険給付は、十六歳以上十八歳未満の子にも支給する。

四 従前の加給金に相当する給付の額は、十六歳以上十八歳未満の子についても、加給する。

7 前項第四号の規定は、この法律の施行の際現に障害年金、遺族年金又は寡婦年金を受ける権利を有する者に支給する従前の加給金に相当する給付については、この法律の施行の際現に当該加給金の計算の基礎となつていない子に關しては適用しない。

8 昭和二十九年五月一日からこの法律が施行されるまでの間において、旧法による保険給付とこの法律による一時金の支給が行はれたときは、その年金又は一時金の支払は、これに相當する第一項又は第四項の規定によつて支給する保険給付の内訳とみなす。

第十七条 この法律の施行前に旧法によつて受給権が生じた年金たる保険給付に關して、前条第二項の規定により、第九十二條の規定を準用する場合においては、同条第一項に定める消滅時効の期間は、この法律の施行の日から起算するものとする。

第十八条 附則第十六條第一項の規定による保険給付のうち、従前の障害年金の例によつて支給する保険給付については、その額(従前の加給金に相當する給付の額を除く)が、二万七千六百円に満たないときは、同条同項の規定にかかわらず、これを二万七千六百円に引き上げる。

2 附則第十六條第一項の規定による保険給付のうち、従前の遺族年金、寡婦年金、かん夫年金又は遺族年金の例によつて支給する保険給付については、その額(従前の加給金又は増額金に相當する給付の額を除く)が、一万三千八百円に満たないときは、同条同項の規定にかかわらず、これを一万三千八百円に引き上げる。

第十九条 附則第十六條第一項の規定による保険給付については、従前の加給金又は増額金に相當する給付の額は、同条同項の規定にかかわらず、一人につき四千八百円とする。

(障害年金の額の特例)
第二十條 昭和二十九年五月一日以前にこの法律の施行前に旧法による被保険者の資格を喪失した者が、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七條の規定によつて別表第一に定める一級の療疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額に一万二千円を加えた額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額額の五

倍に相當する額に満たないときは、第五十條第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

2 この法律の施行前に旧法による被保険者の資格を喪失した者が、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七條の規定によつて別表第一に定める二級の療疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得し、又はその者につき第五十二條の規定によつて療疾の程度が別表第一に定める一級から二級に減退したことにより障害年金の額を改定すべき場合において、その障害年金の基本年金額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相當する額に満たないときは、第五十條第一項第二号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

3 この法律の施行の際現に旧法による被保険者である者が、旧法による被保険者であつた間又はこの法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七條の規定によつて別表第一に定める一級の療疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議錄第五十号、厚生年金保險法案(參議院同付)外三件

年金額に一万二千元を加えた額が、その者のこの法律の施行前三箇月間の平均標準報酬月額^{同左}の五倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

の障害年金の額から加給年金額を控除した額の百分の八十に相当する額をその基本年金額とする。但し、その障害年金の受給権者が死亡した時別表第一に定める一級の廃疾の状態にあつた場合に限る。

昭和二十九年五月一日
この法律の施行前に旧法による

行前二箇月間の平均標準報酬月額
の四倍に相当する額に満たないと
きは、第三十四条第一項から第三
項までの規定にかかわらず、その
額をその基本年金額とする。

昭和十九年九月一日において
この法律の施行の際既に旧法に

同日以後

よる被保険者であり、この法律の

は、その者が五十五歳未満である場合においても、その者に第六十九条の脱退手当金を支給する。但し、同条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(旧法による障害年金等と脱退手当金との関係)

第二十三条 旧法による障害年金若

に保る保険料の徴収については、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)
第二十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(指定共済組合の組合員)
第二十八条 旧法第七十四条の規定

4
この法律の施行の期現に旧法に
よる被保険者である者が、旧法に
よる被保険者であつた間又はこの
法律の施行後引き続き第四種被保
険者以外の被保険者であつた間に
発した疾病又は負傷及びこれらに

被保険者の資格を喪失した者がその資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつてその資格喪失後二年以内に死亡したことによりその者の遺族が第五十八条又は附則第十五条の規定によつて遺族手金の受益者となつ

外の被保険者である者が死亡した
ことによる遺族年金については、
その基本年金額が、その被保険
者のこの法律の施行前三箇月間の
平均標準報酬月額額の四倍に相当
する額に満たないときは、第三十

しくは附則第十六条第一項の規定により従前の障害年金の例によつて支給する保険給付又は旧法による障害手当金（附則第十六条第四項の規定により支給する旧法による障害手当金を含む。）の支給を受ける

に基く旧厚生年金保険法施行令（昭和十六年勅令第千二百五十号）第三十二条の規定によつて指定された共済組合の組合員である者に關しては、この法律の適用についても、なお従前の例による。

起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める二級の廢疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得し、又はその者につき第五十二条の規定によつて廢疾の程度が別表第一に

得した場合における遺族年金については、その基本年金額が、その被保険者であつた者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額四倍に相当する額に満たないときは、第三十四条

条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額をその基本年金額とする。

(脱退手当金の額及び受給資格年齢の特例)

第二十二條 旧法第二十四條から

けた者については、第六十九条第三号及び第七十条第二項の規定の適用については、これらの保険給付は、この法律による障害年金又は障害手当金とみなす。

(戦時特例)

二十四条 昭和十九年一月一日か

第二十九條 健康保險法の一部を次のように改正する。

第三條第三項第二号中「現ニ使用セラルル事業所」に、同条同項第三号中「資格ヲ取得シタル日前」を

定め、第一級から二級に減退したことに
により、障害年金の額を改定すべき
場合において、その障害年金の
基本年金額が、その者の^{同日}の法律
の施行前三箇月間の平均標準報酬
月額^の四倍に相当する額に満たな
いときは、第五十條第一項第二号

第一項から第三項までの規定にか
かわらず、その額をその基本年金
額とする。

昭和二十九年五月一日において
この法律の施行の際現に旧法に
よる被保険者である者が旧法によ
る被保険者であつた間又はこの法

同日以後

第二十五条ノ二までの規定によつて計算した被保険者期間が五年以上の者であつて、昭和二十九年五月一日においてこの法律の施行の翌日に五十歳以上であるものに支給する脱退手当金の額は、第七十条の規定にかかわらず、

ら昭和二十年八月三十一日までの間において、鉱業法第四条に規定する事業の事業場の使用され、且つ、當時坑内作業に従事する被保険者であつた者のその期間における被保険者期間の加算については、なお従前の例による。

「資格ヲ取得シタル月前」に改め
る。
第二十一条の次に次の一条を加
える。
第二十一条ノ二 被保険者ノ資格
ノ取得及喪失ハ保険者ノ確認ニ
依リ其ノ効力ヲ生ズ且シ第二十

100

の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

（遺族年金の額の特例）

第二十一条 前条第一項又は第三項に規定する障害年金の受給権者が

津の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者であつた間に死した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつてその資格喪失後二年以内に死亡したことによりその者の遺族が第五十八条の規定によつて遺族年金の受給権を取得

ず、旧法による被保険者であつた期間について従前の脱退手当金の例によつて計算した額と、同日以後の施行後の第四種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に別表第四に定むる係

(被保険者の資格等に関する旧法による報告)

二十五条 旧法による被保険者であつた期間に關して第七十五条の規定を適用する場合においては、同条第一項但書中「第二十七条の規定による届出」とあるのは、

条ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ノ取得並ニ第十九条及前条ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ノ喪失ハ此ノ限ニ在ラズ
 被保險者又ハ被保險者タリシ者ハ何時タリトモ前項ノ規定ニ依

死亡したことによる遺族年金については、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、そ

した場合における遺族年金については、その基本年金額が、その被保険者であつた者のこの法事の施

を乗じて得た額との合算額とする。
昭和二十九年五月一日以後
前項の者がこの法律の施行後に
被保険者の資格を喪失したとき

旧法第九条の規定による報告」と
読み替へるものとする。

(従前の保険料)

昭和二十九年四月以降
この法律の施行期月の
二十六条

ハ破産ヲ請求スルコトヲ得
保險者ハ前項ノ規定ニ依ル請求
アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ
係ル事實ナシト認ムルトキハ其
ノ請求ヲ却下スベシ

10

第一項ノ確認ハ第八条ノ規定ニ依ル報告若ハ第二項ノ規定ニ依ル請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ行フモノトス

第八十条第一項中「標準報酬」の上に「被保険者ノ資格」を加ふる。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第三十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二条」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第三号)第九十条」に改める。

第三十条中「厚生年金保険法第六十二条」を「厚生年金保険法第九十条」に改める。

第四十条第一項中「審査の請求は」の下に「被保険者の資格」を加へ、同条第二項中「標準報酬」の上に「被保険者の資格又は」を加ふる。

第六十条中「厚生年金保険法第六十二条」を「厚生年金保険法第九十条」に、「厚生年金保険法第六十三条」を「厚生年金保険法第九十一条」に改める。

第三十二條第一項中「厚生年金保険法第六十二条第一項」を「厚生年金保険法第九十条第一項」に、同条第二項中「厚生年金保険法第六十二条第二項」を「厚生年金保険法第九十条第二項」に、同条第三項中「厚生年金保険法第六十三条」を「厚生年金保険法第九十一条」に、同条第六項中「厚生年金保険法第九十一条」を「厚生年金保険法第九十二条」に改める。

陸法第八十六条第五項に改める。

(所得税法の一部改正)

第三十一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第六項第二号中「同法第七十四条の規定に基き厚生大臣の指定した共済組合の組合員で同法の被保険者でない者」を「同法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員」に改める。

(国庫出納金等端数計算法の一部改正)

第三十二条 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七十条第二号中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十一條第五項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第三号)第八十七條第一項」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第三十三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第二(第二号十八)中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第三号)」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第三十四条 地方自治法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第三号中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第三号)」に改める。

(日本専売公社法の一部改正)

第三十五条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六条の二」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第三号)第十二条」に改める。

(日本国有鉄道法の一部改正)

第三十六条 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十九条中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六条の二」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第三号)第十二条」に改める。

(日本電信電話公社法の一部改正)

第三十七条 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第八十一条中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六条の二」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第三号)第十二条」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第三十八条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六条の二」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第三号)第十二条」に改める。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第三十九条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第二十四条から第二十五条ノ二までの規定の定めるところによる」を「旧厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第二十四条から第二十五条ノ二までの規定の例による」に改める。

附則第十五項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六条の二」を「旧厚生年金保険法」に改める。

附則第十七項中「厚生年金保険法」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第三号)」に改める。

船員保険法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十九年五月十四日

参議院議長 河井 彌八

衆議院議長 堤 隆次郎

衆議院議員 佐々木 武

衆議院議員 佐々木 武

第三十三條ノ十三第一項中「以前」を「前に」改め、同条第二項中「海運局、公共職業安定所又ハ都道府県

庁」を「海運局若ハ公共職業安定所ノ長又ハ都道府県知事」に改める。

第三十三條ノ十四第一項中「被保険者タルシ者」を「被保険者タルシ者又ハ被保険者タルシ者」に改める。

第三節を第五節とし、同節を次のように改める。

第五節 老齢年金

第三十四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ガ五十五歳ニ達シタル後被保険者ノ資格ヲ喪失シ又ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者ト為ルコトナクシテ五十五歳ニ達シタルトキハ老齢年金ヲ支給ス

一 十五年以上被保険者タルシ者

二 十五歳未満被保険者タルシ者ニシテ漁船ニ乗組ミタル被保険者タルシ期間ガ左ニ掲グル期間ヲ除キ十一月以上ノモノ

イ 母船式漁業ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間(作業員トシテ乗組ミタル期間ヲ除ク)

又ハ汽船捕鯊業ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

ロ 専ラ漁場ヨリ漁獲物又ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

ハ 漁業ニ関スル試験、調査、指導、練習又ハ取締業務ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

三 十五歳未満被保険者タルシ者ニシテ三十五歳以後ニ於ケル被保険者タルシ期間ガ十一月以上ノモノ(其ノ中七年以上ハ第三十七條ノ規定ニ依リ被保険者タルシ期間ナルコトヲ要ス)ノモノ(前号ニ該当スル者ヲ除ク)

前項各号ノ一ニ該当スル者ガ被保

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議録第五十号 厚生年金保険法案參議院回付外三件

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議録第五十号 厚生年金保険法案(衆議院回修)外三件

除者ノ資格ヲ喪失シタル後五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ被保険者ノ資格喪失後発シタル疾病又ハ負傷又ハ二因リ発シタル疾病ニ付医師又ハ齒科医師ノ診療ヲ受ケタル日より起算シ三年以内ニ治療シタル場合又ハ治療セザルモ其ノ期間ヲ經過シタル場合ニ於テ別表第四下欄ニ定ムル第一号乃至第六号ニ掲グル程度ノ廢疾ノ状態ニアルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ老齡年金ヲ支給ス

第四十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條 老齡年金ノ額ハ二万四千円ニ平均標準報酬月額ノ百五十分ノ一ニ相當スル額ニ被保険者タリシ期間ノ月数ヲ乗ジテ得タル額ヲ加ヘタル金額トス

第三十六條 老齡年金ノ支給ヲ受クル者ニ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル配偶者又ハ十八歳未満ノ子アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付四千八百円ヲ前条ノ老齡年金ノ金額ニ加給ス但シ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル當時ヨリ引続キ不具廢疾ニ因リ労働能力ナキニ付テハ十八歳以上ト雖モ之ヲ加給ス

第二十三條第二項ノ規定ハ老齡年金ノ支給ヲ受クル者ガ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル當時胎児タル子ニ付之ヲ準用ス

第三十七條 老齡年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ被保険者ト爲リタルトキハ其ノ老齡年金ヲ受クル權利ヲ失フ

第三十八條 第三十四條第二項ノ規定ニ依リ老齡年金ノ支給ヲ受クル者ガ五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ其ノ者ノ廢疾ノ状態ガ別表第四下欄ニ定ムル第一号乃至第六号ニ該當セザル期間ガアルトキハ其ノ期間其ノ老齡年金ノ支給ヲ停止ス

第三十九條 削除

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、○公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から昭和二十九年五月一日から施行する。

第二條 この法律の施行前に被保険者の資格を取得して、この法律の施行の日まで引き続き被保険者の資格のある者のうち、同日の前日における標準報酬月額が四千五百円、三千円又は二千四百円である者については、昭和二十九年五月からその標準報酬額を改定する。

第三條 この法律の施行前に被保険者であつた者の老齡、廢疾又は死亡に關し、この法律の施行後に保險給付の支給を受ける權利を有するに至つた者に支給する保險給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準報酬月額に四千円に満たないものがあるときは、これを四千円とする。

第四條 昭和二十七年四月一日前及び同日以後において被保険者であつた者に關し、障害年金及び障害手当金並びに寡婦年金、かん夫年金及び遺囑年金の額を計算する場

合においては、第二十七條ノ第三項の規定にかかわらず、同日前の被保険者であつた期間の標準報酬月額は、平均標準報酬月額の計算の基礎としない。

(積立金の移換)
第五條 この法律による改正後の第十五條ノ四の規定は、昭和二十九年五月一日この法律の施行前に組合員たる被保険者となつた者に關しても適用する。

(従前の規定に依る報告)
第六條 この法律の施行前に船舶所有者が被保険者の資格の取得に關しこの法律による改正前の第九條第一項の規定に基き都道府県知事に対してした報告は、この法律による改正後の第二十一條ノ二の規定によつてした届出とみなす。

(従前の例による保險給付)
第七條 この法律の施行の際現に老齡年金(この法律の施行の際現にこの法律による改正前の第三十九條第一項の規定によりその支給を停止されている養老年金を除く)を受ける權利を有する者に対しては、この法律の施行後も、なお従前の例による保險給付を支給する。

その者若しくはこの法律の施行の際現に左の各号に掲げる保險給付を受ける權利を有する者又はこれらの者の遺族が死亡し、失權し、又は所在不明となつた場合におけるこれらの者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族について、同様とする。

一 職務外の事由により廢疾となつたことによる障害年金
二 寡婦年金、かん夫年金又は遺囑年金
三 この法律による改正前の第三十四條各号の一に該當する被保険者又は被保険者であつた者が職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

第八條 前条の規定による保險給付のうち、従前の養老年金の例によつて支給する保險給付の額は、同条の規定にかかわらず、この法律による改正後の第三十五條及び附則第三條の規定に準じて計算した額とする。

2 前項の保險給付については、前条の規定にかかわらず、この法律による改正後の第三十六條の規定を準用する。この場合において、同条中「老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル當時」とあるのは、「従前ノ養老年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル當時」と読み替へるものとする。

3 第一項の保險給付を受ける權利を有する者には、老齡年金を支給しない。

4 前項の者が、この法律の施行後に被保険者の資格を取得したときは、前条の規定にかかわらず、その保險給付を受ける權利を失ふ。

(障害年金の額の特別)
第九條 この法律の施行の際現に職務上の事由により廢疾となつたこ

とによる障害年金を受ける權利を有する者の障害年金については、加給金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額(加給金の額を除く)が一萬六千円に満たないときは、これを一萬六千円とする。

2 この法律の施行の際現に職務外の事由により廢疾となつたことによる障害年金を受ける權利を有する者の障害年金の額については、第四十一條第一項第二号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、加給金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額(加給金の額を除く)が一萬六千円に満たないときは、これを一萬六千円とする。

(寡婦年金等の額の特別)
第十條 この法律の施行の際現に寡婦年金、かん夫年金又は遺囑年金を受ける權利を有する者の寡婦年金、かん夫年金又は遺囑年金については、第四十九條ノ二及び船員保險法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第百二十八号)附則第二條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、加給金又は増額金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額(加給金又は増額金の額を除く)が八千円に満たないときは、これを八千円とする。

この法律の施行の際現に職務外の事由により廢疾となつたことによる

障害年金の支給を受ける者が、
の法律の施行後に死亡したことに
より、遺族年金、かん夫年金又は遺
族年金を受ける権利を有するに至
つた者についても、同様とする。
(遺族年金の特例)

第十一条 左の各号に掲げる遺族年
金については、その額（加給金の
額を除く。）が一万四千四百円に満
たないときは、これを一万四千四
百円とする。

一 この法律による改正前の第三
十四条各号の一に該当する被保
険者又は被保険者であつた者が
昭和十九年五月一日以前に
この法律の施行前に職務外の事
由により死亡したことによる遺
族年金

二 被保険者又は被保険者であつ
た者がこの法律の施行前に職務
上の事由により第四十二条ノ三
第一項の規定による期間内に死
亡したことによる遺族年金
三 附則第七条第一項前段に規定
する者が従前の養老年金の例に
よつて支給する保険給付を受け
る権利を失わないうでこの法律の
施行後に死亡したことによる遺
族年金

明治四十年五月一日以前に生れた者
明治四十四年五月一日までの間に生れた者
昭和十九年五月十五日 衆議院會議第五十号 厚生年金保険法案(衆議院回付)外三件

2 左の各号に掲げる遺族年金につ
いては、その額（加給金の額を除
く。）が一万円に満たないときは、
これを一万円とする。

一 職務上の事由により廃疾とな
つたことによる障害年金の支給
を受ける者がこの法律の施行前
に職務外の事由により死亡した
ことによる遺族年金
二 この法律の施行の際に職務
上の事由により廃疾となつたこ
とによる障害年金の支給を受け
る者がこの法律の施行後に職務
外の事由により死亡したことによ
る遺族年金

3 前二項の遺族年金については、
加給金の額は、一人につき四千八
百円とする。
(老齢年金の受給資格年齢の調整)

第十二条 この法律による改正後の
第三十四条及び第三十八条中「五
十五歳」とあるのは、この法律の
施行前に被保険者であつた者であ
つて、左の表の上欄に掲げるもの
については、それぞれ、同表の下
欄のように読み替へるものとする
る。但し、この法律による改正後
の第三十四条第一項第三号の規定
に該当する者については、この限
りでない。

昭和十九年五月一日から
昭和二十三年四月三十日まで
昭和二十三年五月一日から
昭和二十七年四月三十日まで
昭和二十七年五月一日から
昭和三十一年四月三十日まで
昭和三十一年五月一日から
昭和三十五年四月三十日まで
昭和三十五年五月一日から
昭和三十九年四月三十日まで
昭和三十九年五月一日から

五十歳
五十一歳
五十二歳
五十三歳
五十四歳
五十五歳
五十六歳
五十七歳
五十八歳
五十九歳
六十歳

明治四十四年五月二日から
大正二年五月一日までの間に生れた者
大正二年五月二日から
大正五年五月一日までの間に生れた者
大正五年五月二日から
大正八年五月一日までの間に生れた者
大正八年五月二日から

2 附則第八條第四項の規定によ
り、従前の養老年金の例による保
険給付を受ける権利を失つた者に
ついては、この法律による改正後
の第三十四条第一項中「五十五歳」
とあるのは、前項の規定にかかわ
らず、「五十歳」と読み替へるもの
とする。
(遺族年金等)

第十三条 この法律の施行前に被保
険者の資格を喪失した者が、この法
律の施行後に、その資格喪失前に発
した疾病又は負傷及びこれによつて
発した疾病によりその資格喪失後
二年以内に死亡した場合において
は、その者がその疾病又は負傷及び
これによつて発した疾病につき療養
の給付を受けた日から起算して三
年を経過した日後に死亡したもの
とす。

昭和十九年五月一日から
昭和二十三年四月三十日まで
昭和二十三年五月一日から
昭和二十七年四月三十日まで
昭和二十七年五月一日から
昭和三十一年四月三十日まで
昭和三十一年五月一日から
昭和三十五年四月三十日まで
昭和三十五年五月一日から
昭和三十九年四月三十日まで
昭和三十九年五月一日から

五十歳
五十一歳
五十二歳
五十三歳
五十四歳
五十五歳
五十六歳
五十七歳
五十八歳
五十九歳
六十歳

（脱退手当金）
第十五条 この法律の施行前に
被保険者であつた期間が三年以
上である者で、この法律の施行の
際現に五十歳以上であるものに支
給する脱退手当金の額は、この法
律による改正後の第四十七条の規
定にかかわらず、この法律の施行
前における被保険者であつた期間
について従前の例により計算した
額に、この法律の施行後における
被保険者であつた期間によりその
期間の平均標準報酬月額に別表第
七に定める月数を乗じて得た額を
加えた金額とする。
（前項の者がこの法律の施行後に
被保険者の資格を喪失したとき
は、その者が五十五歳未満である
場合においても、この法律による
改正後の第四十六條第一項の脱退
手当金を支給する。）
(従前の例による保険給付に關す
る国庫負担)

第十四条 左の表の上欄に掲げる期
間、この法律による改正後の第
二十三條ノ六第一項第一号から第
四号までの各号中「五十五歳」とあ
るのは、この法律の施行前に被保
険者であつた者の遺族について
は、それぞれ同表の中欄のよう
に、同条同項第五号中「六十歳」と
あるのは、この法律の施行前に被
保険者又は被保険者であつた者の
かん夫については、それぞれ同表
の下欄のように読み替へるものと
する。

昭和十九年五月一日から
昭和二十三年四月三十日まで
昭和二十三年五月一日から
昭和二十七年四月三十日まで
昭和二十七年五月一日から
昭和三十一年四月三十日まで
昭和三十一年五月一日から
昭和三十五年四月三十日まで
昭和三十五年五月一日から
昭和三十九年四月三十日まで
昭和三十九年五月一日から

五十歳
五十一歳
五十二歳
五十三歳
五十四歳
五十五歳
五十六歳
五十七歳
五十八歳
五十九歳
六十歳

昭和十九年五月一日から
昭和二十三年四月三十日まで
昭和二十三年五月一日から
昭和二十七年四月三十日まで
昭和二十七年五月一日から
昭和三十一年四月三十日まで
昭和三十一年五月一日から
昭和三十五年四月三十日まで
昭和三十五年五月一日から
昭和三十九年四月三十日まで
昭和三十九年五月一日から

昭和十九年五月一日から
昭和二十三年四月三十日まで
昭和二十三年五月一日から
昭和二十七年四月三十日まで
昭和二十七年五月一日から
昭和三十一年四月三十日まで
昭和三十一年五月一日から
昭和三十五年四月三十日まで
昭和三十五年五月一日から
昭和三十九年四月三十日まで
昭和三十九年五月一日から

2 前項の保険給付のうち、船員保
險法中改正法律（昭和二十年法律
第二十四号）附則第二条第二項又
は船員保險法の一部を改正する法
律（昭和二十二年法律第百三十三号）
附則第三条の適用を受ける保険給
付に關する国庫の負担すべき費用

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議第五十号 厚生年金保険法案(參議院回付)外三件

については、なおこれらの規定によるものとする。

(未支給給付)

第十七条 養老年金又は遺族年金、
かん夫年金若しくは遺族年金のうち、
昭和二十九年四月以前
この法律の施行前に受給権
が生じた脱退手当金又はこの法律
による改正前の第三十六条、第三
十七条、第四十二条第二項、第四
十二条、第四十九条ノ七若し
くは第五十条ノ六第一号から第三
号までの規定による一時金であつ
て、この法律の施行の際まだ支給
していないものについては、なお
従前の例による。

(遺族年金、加給金等)

第十八条 この法律の施行前に十六
歳に達したことによりこの法律に
よる改正前の第二十三条ノ三、第
二十三条ノ六、第四十一條ノ二、第
四十九条ノ五又は第五十条ノ四の
規定の適用を受ける者に關する保
險給付の支給については、この法律
による改正後の第二十三条ノ三、
第二十三条ノ六、第四十一條ノ二
又は第五十条ノ四の規定にかかわ
らず、なお従前の例による。

(従前の保険料)

第十九条 この法律の施行前の月に
係る保険料の徴収については、な
お従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)
第二十條 この法律の施行前にした
行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

(遺族に対する年金制度の統合
及び調整)

第二十一條 寡婦年金、かん夫年金
及び遺族年金の制度は、当分の間
存置するものとし、すみやかに、こ
れと遺族年金との統合及び調整が
図られなければならない。

(他の法律の一部改正)

第二十二條 船員保険法の一部を改
正する法律(昭和二十三年法律第
百二十八号)の一部を次のように
改正する。

附則第二條を次のように改める。

第二十三條 船員保険法等の一部を
改正する法律(昭和二十五年法律
第二百七十九号)の一部を次のよ
うに改正する。

附則第三項及び附則第四項を削
り、附則第五項を附則第三項とす
る。

第二十四條 船員保険法の一部を改
正する法律(昭和二十六年法律第
九十一号)の一部を次のように改
正する。

附則第二項から附則第四項まで
を削る。

第二十五條 船員保険特別会計法
(昭和二十二年法律第二百三十六
号)の一部を次のように改正する。

第三條中「一般会計上の受入
金」の下に、国家公務員共済組合法
による共済組合(以下「共済組
合」という。からの受入金金を「保
險給付費」の下に、共済組合への
移換金)を加える。

第二十六條 国家公務員共済組合法
(昭和二十三年法律第六十九号)の
一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「その者に係
る責任準備金」を「その者に係
る責任準備金」に改め、同条第三項
中「前二項」を「第一項」に改める。
第八十二條中「養老年金」を「老
齡年金」に改める。

第九十六條の二の次に次の一條
を加える。

第九十六條の三 昭和二十九年五
月一日前に第十三条第一号から
第三号に規定する事由に該當し
た船員たる組合員又は船員たる
組合員であつた組合員について
第八十二條の規定を適用する場合
においては、同条中「老齡年
金」とあるのは、「養老年金」と読
み替へるものとする。

第二十七條 戦傷病者戦没者遺族等
援護法(昭和二十七年法律第二百
七十七号)の一部を次のように改正
する。

附則第九項中「第五十條ノ六第
四号」を「第五十條ノ六第一号」に
改める。

厚生年金保険及び船員保険交渉法
案

右の貴院から送付された内閣提出案
は本院において修正議決した。よつ
て国会法第八十三條によりここに回
付する。

昭和二十九年五月十四日
衆議院議長 河井 彌八
參議院議長 河井 彌八

附則
この法律は、昭和二十九年五
月一日から施行する。

1
この法律は、昭和二十九年五
月一日から施行する。

2 第二條から第六條まで、第八條
及び第九條の規定は、昭和二十九年
五月一日において、この法律の
施行の際現に厚生年金保険又は船
員保険の被保険者である者につい
ては、この法律の施行前に生じた
事項に關しても、適用する。

3 この法律の適用については、厚
生年金保険法附則第十六條第一項
の規定により旧厚生年金保険法
(昭和十六年法律第六十号)による
障害年金の例によつて支給する保
險給付又は同条第四項の規定によ
り支給する旧厚生年金保険法によ
る脱退手当金は、それぞれ厚生年
金保険法による障害年金又は脱退
手当金とみなし、船員保険法の一
部を改正する法律(昭和二十九年
法律第 号)附則第七條の規定
により従前の養老年金の例によつ
て支給する保險給付又は同法附則
第十七條の規定により従前の例に
よつて支給する脱退手当金は、そ
れぞれ船員保険法による老齡年金
又は脱退手当金とみなす。

4 この法律の施行の際現に厚生年
金保険の被保険者であつて船員保
險法による養老年金の受給権を有
する者又はこの法律の施行の際現
に船員保険の被保険者であつて旧
厚生年金保険法による養老年金の
受給権を有する者が、厚生年金保
險又は船員保険の被保険者の資格
を喪失したときは、その者は、船
員保険法の一部を改正する法律
(昭和二十九年法律第 号)附則
第七條の規定により従前の養老年
金の例によつて支給する保險給付

5 第二十條の規定は、昭和二十九年
五月一日において、この法律の
施行の際現に船員保険法による養
老年金又は旧厚生年金保険法によ
る障害年金の受給権を有する者に
ついては、適用しない。

6 厚生年金保険法附則第九條の規
定は、この法律の施行前に船員保
險の被保険者であつた者につい
て、船員保険法の一部を改正する
法律(昭和二十九年法律第 号)
附則第十二條第一項の規定は、厚
生年金保険法附則第四條第二項の
規定により第三種被保険者であつ
た期間とみなされる期間がある者
について、それぞれ準用する。

7 厚生年金保険法附則第九條第一
項(前項において準用する場合を
含む)の規定により同法第四十二條
第一項第一号中「六十歳」とあるの
が「五十五歳」「五十六歳」「五十九
歳」と読み替へられる者について
は、この法律の第十一條第一項及
び第十三條中「六十歳」とあるの
も、同じく「五十五歳」「五十六歳」
と読み替へるものとす
る。但し、船員保険法第三十四
條第一項第一号に規定する期間を
満した者に限る。

8 船員保険法の一部を改正する法
律(昭和二十九年法律第 号)附
則第七條の規定により従前の養老
年金の例によつて支給する保險給
付を受ける権利を有する者につい
ては、厚生年金保険法第四十二條
第一項第一号中「五十五歳」とある

これを解決も受償障害防止上

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議第五十号 警察法案外一件

八五〇

ゆるがせにできないものであります。特にこの通信による受信障害が日本海沿岸に多いことを考えますとき、現政府の向來一辺倒による露露外交なるがために、いまだに中国、ソビエト、朝鮮との正常なる外交関係の打開がなされざる現状におきましては、積極的な意味における経済的な国民の被害はもとより、消極的には、この受信障害における広汎なる被害を、拱手傍観、手の施しようもなく、今日の段階、特に現政府のもとにおきましては、この防止対策には何らの期待も持てない状態になりまして、まことに遺憾千万と申さなければなりません。

(拍手)

その第二は、国内的な受信障害であり、本決議案提出を必要とするゆえんのものであります。今日における科学技術の進歩に伴い、電波の利用範囲は最近著しく拡大されまして、無線通信、ラジオ、テレビジョン等、通信の手段としての利用は申すに及ばず、電波兵器等を除く平和産業面としての利用の用途をあげても、船舶、航空機等の運航の耳目としての利用、気象観測、災害予報、鉱脈及び魚類探索、木材、蘭などの乾燥の熱源等としての利用、各種医療面への応用など、電波利用の新分野は日に月に開拓せられつつあります。

しかるに、一面、これら電波の利用分野が拡大したと、他面、各方面

におきまして、電波設備、高周波利用設備が漸次普及したことの二つの理由によりまして、最近無線通信や放送受信に対する雑音障害が急激に増加しているものであります。例をNHKの受信障害苦情受付件数にとつてみましても、昭和二十六年一万九千四百七十九件、二十七年三万七千八百六十件、二十八年五万五千六百四十二件と、年々激増の一途をたどっているものであります。この雑音が、働く国民大衆の慰安と文化の唯一の財産であるラジオ聴取の妨げとなつてしまつたことは、言うまでもありませんが、またテレビジョンにおきましても、その煩悩には致命的な妨げとなり、近來ようやく緒についたテレビジョン事業の将来に暗影を投ずるものであります。

ラジオ、テレビジョンが一國の政治、産業、経済、文化に及ぼす重要性にかんがみ、雑音障害の問題は一日も放置するを許さざる重要問題と言わなければなりません。これらの雑音障害の原因をなすものは、主として、電光燈、小型モーター、自動車発火装置、高周波マシン、送電設備、ことに超高压送電線等でありますが、これらは今後ますます増加を予想されるものでありますから、今日においてこれらに対し何らかの雑音発生防止の措置を講じなければ、将来收拾しなげない事態となることは予想にかたくなにもかわらず、過去における政

府の措置はなほだ低調かつ微温的でありまして、わずかにNHK等において発生した障害の除去に努めるとか、電波法、電気工作物規程に制約事項を設けるとかの事後的、局限的な強制的措置にとられておるにすぎず、何らの法的、予算的措置を講じられておらないのであります。

今や、MSAその他を通じまして、憲法に認められざる、腰抜けと自称するにひとしい、いわゆる戦力なき軍隊に血税の大部をつぎ込んでおりながら、しかも今回の悲惨なる北海道その他の風水害、長野県外十数県の重なる凍霜害等による痛ましい打撃に対ししては、調査の結果を待つて適切な処置を講じずと逃げまわり、やがては、昨年の風水害と同様、備兵再軍備に使われる予算の割にも満たない縁切り金で、泣くなら泣けとつづばなすであろう冷淡きわまる態度に齒がみをして、泣くに泣けない、さんたんなる被害に苦しむ国民大衆を、しり目に、特に總理吉田さんのごときは、保安隊の阅兵式などにはその都度出かけて行くに、昨年あの大風水害には一度も現地に足踏にも行かず、今また凍霜害、暴風水害に現地足踏など気ぶりにも見せないで、ただ六月四日のアメリカ行きのみが頭に来ておりまして、まず、他國の防衛力強化に国民負担を加重することのみに専念する(拍手)この人が首班の現内閣が、

民生安定、文化の向上をないがしろにすることは、もとより当然かもしれませんが、無線電波のごとき国民の無形の最も貴重な財産とも申すべき文化の中心課題に對しましては、これを輕視することなく、いさししく意を用いていただかなければなりません。

して、本決議案のごときは、国民のための議會らしい決議の内容におきまして、まさに当十九國會における民主國會本来の使命に沿う、一抹の清涼たることを確信いたしまして、ここに提出いたします次第であります。何とぞ全会一致御賛成あらんことを望みます。(拍手)

これに反しまして、諸外國におきましては、すでにあらゆる角度からこの問題を検討いたしまして、逐次適切な法制的措置を講じまして、雑音防止対策に万道極なきを期しつつ、ラジオ聴取におきましても、いかに低廉価格の大衆向きラジオによつても明快に聴取せられつつある状況であります。

〇議長(堤康次郎君) 起立少数。よつて本決議案は否決されました。

わが國におきましても、無限の拡大を予想される電波利用の将来を見通しまして、早急に適切有効なる方途を講じまして、雑音から電波を守るべきことがきわめて緊切であると考え、政府の強力なる善処を促すと同時に、特に今國會中十五件に及び決議案が提出審議いたされたが、各党全議員中ただ一人の反対者もなく、直接的実感をもつて真に全國民の共感と拍手をもつて迎えられる決議案という意味では、本案こそただ一つのものであることを考えると、今國會のごとき、汚職疑獄を中心、遂には指揮権発動と法務大臣の首とを交換するような唾棄すべき腐り切つた空気に押し流されつつ、しかも國民の大多数が反対する決議案等の審議または強引に議決せらるる中にありま

〇議長(堤康次郎君) 起立少数。よつて本決議案は否決されました。

警察法案(内閣提出) 警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案(内閣提出) 〇荒瀬清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。(発言する者多し)すなわち、内閣提出、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

〇議長(堤康次郎君) 採決いたしました。荒瀬君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 〇議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて動議のごとく決しました。これにて日程は追加せられました。

警察法案(内閣提出) 警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案(内閣提出) 〇荒瀬清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。(発言する者多し)すなわち、内閣提出、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

〇議長(堤康次郎君) 採決いたしました。荒瀬君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

警察法案(内閣提出) 警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案(内閣提出) 〇荒瀬清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。(発言する者多し)すなわち、内閣提出、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

〇議長(堤康次郎君) 採決いたしました。荒瀬君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

警察法案(内閣提出) 警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案(内閣提出) 〇荒瀬清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。(発言する者多し)すなわち、内閣提出、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

〇議長(堤康次郎君) 採決いたしました。荒瀬君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

警察法案(内閣提出) 警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案(内閣提出) 〇荒瀬清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。(発言する者多し)すなわち、内閣提出、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

〇議長(堤康次郎君) 採決いたしました。荒瀬君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

警察法案(内閣提出) 警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案(内閣提出) 〇荒瀬清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。(発言する者多し)すなわち、内閣提出、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

〇議長(堤康次郎君) 採決いたしました。荒瀬君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

警察法案(内閣提出) 警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案(内閣提出) 〇荒瀬清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。(発言する者多し)すなわち、内閣提出、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

警察法案 警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長中井一夫君。

警察法案

警察法

警察法昭和二十二年法律第九十六号の全部を改正する。

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 国家公安委員会(第四条—第十四条)

第三章 警察庁

第一節 総則(第十五条—第十八条)

第二節 内部局(第十九条—第二十六条)

第三節 附屬機関(第二十七条—第二十九条)

第四節 地方機関(第三十条—第三十三条)

第五節 職員(第三十四条—第三十五条)

第四章 都道府県警察

第一節 総則(第三十六条—第三十七条)

第二節 都道府県公安委員会(第三十八条—第四十六条)

第三節 都道府県警察の組織(第四十七条—第五十七条)

第四節 都道府県警察相互間の関係(第五十八条—第六十条)

第五章 警察職員(第六十一条—第六十九条)

第六章 緊急事態の特別措置(第七十条—第七十四条)

第七章 雑則(第七十五条—第七十八条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)
第一条 この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。

(警察の責務)

第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に當ることをもつてその責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に當つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

(服務の旨意の内容)
第三条 この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の旨意を行うものとす。

第二章 国家公安委員会
(設置及び組織)
第四条 内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

2 国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織する。

(任務及び権限)
第五条 国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことを任務とする。

2 国家公安委員会は、前項の任務を遂行するため、左に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一 警察に関する諸制度の企画及び調査に関すること。
二 警察に関する国の予算に関すること。
三 左に掲げる事実で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。
イ 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事実
ロ 地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事実
四 第七十条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

五 皇宮警察に関すること。
六 警察教養施設の維持管理その他警察教養に関すること。
七 警察通信施設の維持管理その他警察通信に関すること。
八 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に関すること。
九 犯罪統計に関すること。

十 警察装備に関すること。
十一 警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関すること。
十二 前号に掲げるものの外、警察行政に関する調整に関すること。

3 国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

(委員長)
第六条 委員長は、國務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

3 国家公安委員会は、あらかじめ委員の互選により、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第七条 委員は、警察又は檢察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、内閣総理大臣が同議院の同意を得て任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために同議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で同議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、同議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
一 禁治産者若しくは准禁治産者又は破産者で復権を得ない者
二 禁以上の刑に処せられた者
5 委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(委員の任期)
第八条 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は再任することができる。

(委員の失職及び罷免)
第九条 委員は、第七十条第四号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、同議院の同意を得て、これを罷免することができる。

3 内閣総理大臣は、同議院の同意を得て、左に掲げる委員を罷免する。

一 委員のうち何人も所属していないかつ同一の政党に新たに三人以上の委員が所属するに至つた場合において、これらの者のうち二人をこえる員数の委員

二 委員のうち一人がすでに所属している政党に新たに二人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員
内閣総理大臣は、委員のうち二

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議第五十号 警察法外一件

人がすでに所屬している政党に新たに所屬するに至つた委員を直ちに罷免する。

5 第七条第三項及び前第三項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務等)

第十條 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十六条第一項、第九十七条、第九十八条第一項、第九十九条、第一百零一条及び第二項、第一百三十一条及び第三項並びに第一百四十五条の規定は、委員の服務について準用する。この場合において、同法第九十七条中「人事院規則」とあるのは「総理府令」と、同法第一百三十一条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法同条第四項中「人事院規則」の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認」とあり、又は同法第一百四十五条中「人事院及びその職員」の所轄庁の長の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と読み替へるものとする。

2 委員は、国又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

3 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(會議)

第十一條 国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ會議を開き、議決をすることができない。

2 国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長に故障がある場合においては、第六条第三項に規定する委員長を代理する者は、前二項に規定する委員長の職務を行うものとし、これらの項に規定する會議又は議事の定足数の計算については、なお委員であるものとする。(規則の制定)

第十二條 国家公安委員会は、その権限に属する事務に關し、法令の特別の委任に基いて、国家公安委員會議を制定することができ。

(国家公安委員会の職務)

第十三條 国家公安委員会の職務は、警察庁において処理する。(国家公安委員会の運営)

第十四條 この法律に定めるものの外、国家公安委員会の運営に關し必要な事項は、国家公安委員会が定める。

第三章 警察庁

第一節 總則

第十五條 国家公安委員会に、警察庁を置く。

(長官)

第十六條 警察庁の長は、警察庁長官とし、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。

2 警察庁長官(以下「長官」という)は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の事務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務

についてこれを統括し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

3 国家公安委員会は、内閣総理大臣に対し、長官の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ。

(権限)

第十七條 警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、第五條第二項各号に掲げる事務をつかさどる。

(次長)

第十八條 警察庁に、次長一人を置く。次長は、長官を助け、庁務を整理し、各局及び機関の事務を監督する。

第二節 内部部局

第十九條 警察庁に、長官官房及び左の四部を置く。

警察部

刑事部

警備部

通信部

(官房長及び部長)

第二十條 長官官房に官房長を、各部に部長を置く。

2 官房長又は部長は、命を受け、長官官房の事務又は部務を掌理する。

(長官官房の所掌事務)

第二十一條 長官官房においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 長官の官印及び庁印の管守に關すること。

三 公文書類の接受、発送、編集

及び保存に關すること。

四 所管行政に關する企画、調査及び法令案の審査に關すること。

五 犯罪統計を除く警察統計に關すること。

六 広報に關すること。

七 予算、決算及び会計に關すること。

八 国有財産及び物品の管理及び処分に關すること。

九 会計の監査に關すること。

十 前各号に掲げるものの外、他の部又は機関の所掌に屬しない事務に關すること。

(警察部の所掌事務)

第二十二條 警察部においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 警察職員的人事及び定員に關すること。

二 警察職員の福利厚生に關すること。

三 警察教養及び監察に關すること。

四 警察裝備に關すること。

(刑事部の所掌事務)

第二十三條 刑事部においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 刑事警察に關すること。

二 犯罪の予防に關すること。

三 保安警察に關すること。

四 犯罪統計に關すること。

五 犯罪統計に關すること。

(警備部の所掌事務)

第二十四條 警備部においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 警備に關すること。

二 警備に關すること。

三 警備に關すること。

四 警備に關すること。

五 警備に關すること。

一 警備及び警備警察に關すること。

二 警備及び交通警察に關すること。

三 第七十條の緊急事態に對処するための計画及びその実施に關すること。

(通信部の所掌事務)

第二十五條 通信部においては、警察庁の所掌事務に關し、警察通信に關する事務をつかさどる。

(課の設置及び所掌事務)

第二十六條 警察庁の課(室その他課に準ずるものを含む)の設置及び所掌事務の範圍は、政令で定める。

第三節 附屬機關

(警察大学校)

第二十七條 警察庁に、警察大学校を附置する。

2 警察大学校は、警察職員に對し、上級の幹部として必要な教育訓練を行い、警察に關する學術の研鑽をつかさどる。

3 警察大学校に、校長を置く。

4 警察大学校の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

(科学捜査研究所)

第二十八條 警察庁に、科学捜査研究所を附置する。

2 科学捜査研究所は、科学捜査についての研究、調査及び実験並びにこれらに應用する鑑定及び検査をつかさどる。

3 科学捜査研究所に、所長を置く。

4 科学捜査研究所の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

(皇宮警察本部)
第三十九条 警察庁に、皇宮警察本部を附置する。
2 皇宮警察本部は、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮警察に関する事務をつかさどる。
3 皇宮警察本部に、本部長を置く。
4 皇宮警察本部に、皇宮警察学校を置き、皇宮警察の職員に対して必要な教育訓練を行う。
5 皇宮警察本部の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

第四節 地方機関
(管区警察局長等)
第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第二項第二号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げるものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局長を置く。
2 管区警察局長の名称、位置及び管轄区域は、左の表のとおりとする。但し、警察通信に関する事務については、東京都の区域は、関東管区警察局長の管轄に属するものとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東北管区警察局長	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東管区警察局長	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県 愛知県 岐阜県 富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県
中部管区警察局長	名古屋市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
近畿管区警察局長	大阪市	
中国管区警察局長	広島市	
四国管区警察局長	高松市	
九州管区警察局長	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

(管区警察局長等)
第三十一条 管区警察局長に、局長を置く。
2 管区警察局長は、管区警察局長の事務を統括し、及び所屬の警察職員を指揮監督し、並びに長官の命を受け、管区警察局長の所掌事務に従ふ。

第三十二条 警察庁に、管区警察学校を附置する。
2 管区警察学校は、警察職員に対して、幹部として必要な教育訓練その他の所掌の教育訓練を行う。
3 管区警察学校に、校長を置く。
4 管区警察学校の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

(管区警察学校)
第三十二条 警察庁に、管区警察学校を附置する。
2 管区警察学校は、警察職員に対して、幹部として必要な教育訓練その他の所掌の教育訓練を行う。
3 管区警察学校に、校長を置く。
4 管区警察学校の位置及び内部組織は、総理府令で定める。
(北海道地方警察通信部)
第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、北海道の区域における第五条第二項第七号に掲げるものを分掌させるため、地方機関として、北海道地方警察通信部を置く。
2 北海道地方警察通信部に、部長を置く。
3 北海道地方警察通信部の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

第五節 職員
(職員)
第三十四条 警察庁に、警察官、皇宮護衛官、事務官、技官その他所要の職員を置く。
2 皇宮護衛官は、皇宮警察本部に置く。
3 長官は警察官とし、警察庁の次長、官房長及び部長(通信部長を除く)、管区警察局長その他政令で定める職は警察官をもつて、皇宮警察本部長は皇宮護衛官をもつて充てらる。
4 警察庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他的人事管理に関する事項については、国家公務員法の定めるところによる。
(定員)
第三十五条 警察庁に置かれる職員

の定員は、別に法律で定める。
2 警察庁に置かれる警察官及び皇宮護衛官の階級別定員は、総理府令で定める。
第四章 都道府県警察
第一節 総則
(設置及び官制)
第三十六条 都道府県に、都道府県警察を置く。
2 都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第二十条の官制に任ずる。
(経費)
第三十七条 都道府県警察に要する左に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。
一 警察正以上の階級にある警察官の俸給その他の給与、国家公務員共済組合負担金及び公務災害補償に要する経費
二 警察教養施設の維持管理及び警察学校における教育訓練に要する経費
三 警察通信施設の維持管理その他警察通信に要する経費
四 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に要する経費
五 犯罪統計に要する経費
六 警備用車両及び船舶並びに警備設備の整備に要する経費
七 警備及び警備に要する経費
八 国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費
2 前項の規定により国庫が支弁することとなる経費を除き、都道府県警察に要する経費は、当該都道府県が支弁する。
3 都道府県警察の支弁に係る都道府県警察に要する経費については、予

算の範囲内において、政令で定めるところにより、国がその一部を補助する。
第二節 都道府県公安委員会
(組織及び権限)
第三十八条 都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。
2 都道府県公安委員会は、三人の委員をもつて組織する。
3 都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。
4 都道府県公安委員会は、その権限に属する事務に関し、法令又は条例の特別の委任に基いて、都道府県公安委員会規則を制定することができる。
5 都道府県公安委員会は、国家公安委員会及び他の都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。
(委員の任期)
第三十九条 委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。
2 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
一 追放刑に服した者又は破産者で復権を得ない者
二 禁錮以上の刑に処せられた者
3 委員の任命については、そのうち二人以上が同一の政党に所属することとなつてはならない。

昭和二十九年五月十五日 衆議院会議録第五十号 警察法案外一件

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議第五十号 警察法案外一件

(委員の任期)

第四十条 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任することができ。

(委員の失職及び罷免)

第四十一条 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、その職を失ふものとする。但し、第二号に該当するに至つたことが住所を移したことに因る場合において、その住所が同一都道府県の区域内にあるときは、この限りでない。

一 第三十九条第二項各号の一に該当するに至つた場合

二 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合

2 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなかつたと認め、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合において、当該都道府県の議会の同意を得て、これを罷免することができ。

3 都道府県知事は、委員のうち二人以上が同一の政党に所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこゝる員数の委員を当該都道府県の議会の同意を得て、罷免する。

4 都道府県知事は、委員のうち一人がすでに所属している政党に新たに所属するに至つた委員を直ちに罷免する。

5 前三項の場合を除く外、委員

は、その意に反して罷免されることがない。

(委員の職務等)

第四十二条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十条から第三十四条まで及び第三十八条第一項の規定は、委員の職務について準用する。但し、都道府県知事は、委員が同法第三十八条第一項に規定する行為をするものと認める場合の外は、同項に規定する許可を与へるものとする。

2 委員は、地方公共団体の議会の議員又は常勤の職員と兼ねることができ。

3 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員長)

第四十三条 都道府県公安委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長の任期は、一年とする。但し、再任することができ。

3 委員長は、会務を総理し、都道府県公安委員会を代表する。

(都道府県公安委員会の職務)

第四十四条 都道府県公安委員会の職務は、警視庁又は道府県警察本部において処理する。

(都道府県公安委員会の運営)

第四十五条 この法律に定めるものの外、都道府県公安委員会の運営に關し必要な事項は、都道府県公安委員会が定める。

(方面公安委員会)

第四十六条 第五十一条に規定する方面本部を管理する機関として、

同条に規定する方面ごとに、方面公安委員会を置く。

2 第三十八条第二項及び第五項並びに第三十九条から前条までの規定は、方面公安委員会について準用する。この場合において、第三十八条第五項中「及び他の都道府県公安委員会」とあるのは、「並びに他の方面公安委員会及び都道府県公安委員会」と読み替へるものとする。

第三章 都道府県警察の組織

(警視庁及び道府県警察本部)

第四十七条 都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。

2 警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどる。

3 警視庁は特別区の区域内に、道府県警察本部は道府県庁所在地に置く。

4 警視庁及び道府県警察本部の内、部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

(警視總監及び警察本部長)

第四十八条 都警察に警視總監を、道府県警察に道府県警察本部長を置く。

2 警視總監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所屬の警察職員を指揮監督する。

(警視總監の任免)

第四十九条 警視總監は、内閣総理

大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。

2 都公安委員会は、内閣総理大臣に対し、警視總監の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ。

(警察本部長の任免)

第五十条 警察本部長は、長官が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。

2 道府県公安委員会は、長官に対し、警察本部長の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ。

(方面本部)

第五十一条 道の区域を五以内の方面に分ち、方面の区域内における警察の事務を処理させるため、方面ごとに方面本部を置く。

2 方面本部長は、方面公安委員会の管理に服し、方面本部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、方面本部の所屬の警察職員を指揮監督する。

4 前条の規定は、方面本部長について準用する。この場合において、同条第二項中「道府県公安委員会」とあるのは、「方面公安委員会」と読み替へるものとする。

5 方面本部の政、名称、位置及び管轄区域は、国家公安委員会の意見を聞いて、条例で定める。

6 方面本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

(警察署等)

第五十二条 都道府県の区域を分

ち、各地域を管轄する警察署を置く。

2 警察署に、署長を置く。

3 警察署長は、警視總監、警察本部長又は方面本部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所屬の警察職員を指揮監督する。

4 警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

5 警察署の下部機構として、派出所又は駐在所を置くことができる。

(府県警察学校等)

第五十三条 警視庁に警視庁警察学校を、道府県警察本部に道府県警察学校を附置する。

2 道府県本部に道府県警察学校を、方面本部に方面警察学校を附置する。

3 警視庁警察学校、府県警察学校及び方面警察学校は、警察職員に対し、新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

4 道府県警察学校は、警察職員に対し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

(職員)

第五十四条 都道府県警察に、警察官、事務吏員、技術吏員その他所要の職員を置く。

2 警視總監、警察本部長、方面本部長及び警察署長は、警察官をもつて充て。

3 第一項の職員のうち、警視總監、警察本部長及び方面本部長以外の警視正以上の階級にある警察官は、長官が国家公安委員会の意

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議第五十号 警察法案(外) 件

見を聞いて、任免し、その他の職員は、警視總監又は警察本部長がそれぞれ都道府県公安委員会の意見を聞いて、任免する。

4 都道府県公安委員会は、警視總監、警察本部長及び方面本部長以外の警視正以上の階級にある警察官については長官に対し、その他の職員については警視總監又は警察本部長に対し、それぞれその懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

(職員の人事管理)

第五十五条 都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官(以下「地方警察官」という。)は、一般職の国家公務員とする。

2 前項の職員以外の都道府県警察の職員(以下「地方警察職員」という。)の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件、服務並びに公務災害補償に關して地方公務員法の規定により条例又は人事委員会規則で定めることとされている事項については、第三十四条第一項に規定する職員の例を基準として当該条例又は人事委員会規則を定めるものとする。

(職員の定員)

第五十六条 地方警察官の定員は、都道府県警察を通じて、政令で定め、その都道府県警察ごとの階級別定員は、総理府令で定める。

2 地方警察職員の定員(警察官については、階級別定員を含む)は、条例で定める。この場合においては、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。

(組織の細目的事項)

第五十七条 本節に定めるものの外、都道府県警察の組織は、都道府県公安委員会規則で定める。

第四節 都道府県警察相互間の関係

(協力の義務)

第五十八条 都道府県警察は、相互に協力する義務を負う。

(援助の要求)

第五十九条 都道府県公安委員会又は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができ、

2 前項の規定により都道府県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。

3 第一項の規定による援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした都道府県公安委員会の管理する都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会との管理の下に、職務を行うことができる。

(管轄区域外における権限)

第六十条 都道府県警察は、その管轄区域内における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に關連して必要がある限度においては、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができる。

2 前項の場合においては、都道府県警察は、その権限を及ぼす区域を管轄する他の都道府県警察と緊密な連絡を保たなければならない。

第五章 警察職員

(警察官の階級)

第六十一条 警察官(長官を除く。)の階級は、警視總監、警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查とする。

(警察官の職務)

第六十二条 警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を執行する。

(警察官の職權行使)

第六十三条 都道府県警察の警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除く外、当該都道府県警察の管轄区域内において職權を行うものとする。

(現行犯人に關する職權行使)

第六十四条 警察官は、いかなる地域においても、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百三十二条に規定する現行犯人の逮捕に關しては、警察官としての職權を行うことができる。

(移動警察に關する職權行使)

第六十五条 警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる交通機関における移動警察に關しては、関係都道府県警察の協議により定められた当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職權を行うことができる。

(小銃武器の所持)

第六十六条 警察官は、その職務の遂行のため小銃武器を所持することができる。

(被服の支給等)

第六十七条 国は、政令で定めるところにより、警察官に對し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び裝備品を貸与するものとする。

2 都道府県は、前項の政令に準じて条例で定めるところにより、都道府県警察の警察官に對し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び裝備品を貸与するものとする。

(皇宮護衛官の階級等)

第六十八条 皇宮護衛官の階級は、皇宮警備總監、皇宮警備長、皇宮警備正、皇宮警備、皇宮警部、皇宮警部補、皇宮巡查部長及び皇宮巡查とする。

2 皇宮護衛官は、上官の指揮監督を受け、皇宮警察の事務を執行する。

第六十六條及び前條第一項の規定は、皇宮護衛官について準用する。

(礼式等)

第六十九條 警察職員の礼式、服制及び表彰に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六章 緊急事態の特別措置(布告)

第七十条 内閣総理大臣は、大規模な災害又は騒乱その他の緊急事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の勧告に基づき、全国又は一部の区域について緊急事態の布告を發することができる。

2 前項の布告には、その区域、事態の概要及び布告の効力を發する日時を記載しなければならない。(内閣総理大臣の統制)

第七十一条 内閣総理大臣は、前条に規定する緊急事態の布告が發せられたときは、本章の定めるところに従い、一時的に警察を統制する。この場合においては、内閣総理大臣は、その緊急事態を収拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとする。

(長官の命令、指揮等)

第七十二条 第七十条に規定する緊急事態の布告が發せられたときは、長官は布告に記載された区域(以下本条中「布告区域」という。)を管轄する都道府県警察の警視總監又は警察本部長に對し、管区警察局長は布告区域を管轄する府県警察の警察本部長に對し、必要な命令をし、又は指揮をするものとする。

2 第七十条に規定する緊急事態の布告が發せられたときは、長官は、布告区域を管轄する都道府県警察以外の都道府県警察に對して、布告区域その他の必要な区域に警察官を派遣することを命ずることができる。

3 第七十条に規定する緊急事態の布告が發せられたときは、布告区域前項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合においては、当該区域に派遣された警察官は、当該区域内のいかなる地域においても職權を行うことができる。

(国会の承認及び布告の廃止)

第七十三条 内閣総理大臣は、第七十条の規定により、緊急事態の布告を發した場合に、これを發した日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議録第五十号 警察法案外一件

八五六

らない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてすみやかにその承認を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がなくなつたときは、すみやかに当該布告を廃止しなければならない。

(国家公安委員会の助言義務)

第七十四条 国家公安委員会は、内閣総理大臣に対し、本章に規定する内閣総理大臣の職権の行使について、常に必要なる助言をしなければならない。

第七章 雑則

(検査官との関係)

第七十五条 都道府県公安委員会及び警察官と検査官との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

2 国家公安委員会及び長官は、検査官と常に緊密な連絡を保つものとする。

(恩給)

第七十六条 地方警察職員で左の各号に掲げるものは、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第十二条中「総理府恩給局長とあるのは、都道府県知事」と、第十六条中「国庫」とあるのは「最終ニ之ニ俸給ヲ給シタル都道府県」と、第五十九条中「国庫」とあるのは「之ニ俸給ヲ給スル

都道府県」と読み替へるものとする。

一 警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二 警視又は警部である警察官

三 事務吏員又は技術吏員

2 前項の規定を適用する場合においては、同項第一号に掲げる職員は恩給法第二十三条に規定する警察官とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員は同法第二十条第一項に規定する文官とみなす。

3 第一号各号に掲げる地方警察職員が引き続く恩給法第十九条に規定する公務員若しくは他の都道府県警察の同項各号に掲げる地方警察職員となつた場合又は同条に規定する公務員若しくは公務員とみなされる者が引き続く同項各号に掲げる地方警察職員となつた場合においては、恩給に關する法令の適用については、勤続とみなす。但し、同法第二十六条第二項の規定の適用を妨げない。

(国有財産等の無償使用等)

第七十七条 国は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二条同法第十九条において適用する場合を含む。及び財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第九条第一項の規定にかかわらず、警察施設、警察通信施設、犯罪鑑識施設その他都道府県警察の用に供する必要がある警察用の国有財産(国有財産法第二十一条第一項に規定する国有財産をいう。)及び国有の物品を当該都道府県警察に無償で使用させることができる。

2 警察庁又は都道府県警察は、連絡のため、相互に警察通信施設を使用することができる。

(政令への委任)

第七十八条 この法律に特別の定めがある場合を除く外、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。但し、附則第三項、附則第六項及び附則第二十項の規定は、公布の日から施行する。

(従前の国家公安委員会及び都道府県公安委員会の廃止)

2 改正前の警察法(以下「旧法」という。)による国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、この法律(前項但書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行に伴い、廃止されるものとする。

(準備行為)

3 この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員及び都道府県公安委員会の委員並びに方面公安委員会の委員の選任のため必要なる準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(最初の国家公安委員会の委員の任命)

4 この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員の任期は、五人のうち、一人は一年、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

5 前項に規定する各委員の任期は、内閣総理大臣が定める。

6 この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員の任命については、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第七十一条第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから委員を任命することができる。この場合においてはその任命につき任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならないものとし、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(最初の都道府県公安委員会の委員及び方面公安委員会の委員の任命)

7 この法律の施行後最初に任命される都道府県公安委員会の委員及び方面公安委員会の委員の任期は、三人のうち、一人は一年、一人は二年、一人は三年とする。

8 前項に規定する各委員の任期は、都道府県知事が定める。

(従前の警察職員に關する経過規定)

9 この法律の施行の際、現に国家地方警察本部若しくはその附屬機関又は警察官本部(札幌警察官本部を除く。)若しくはその附屬機関の職員若しくは札幌警察官本部の通信機関に所屬する職員である者は、別に辞令を發せられない限り、それぞれこの法律による警察官若しくはその附屬機関又は警区警察官若しくはその附屬機関

10 この法律の施行の際、現に札幌警察官本部(通信機関に所屬する職員を除く。)札幌警察官本部、都道府県警察本部又はその都道府県の区域内に在する自治体警察の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、当該都道府県に置かれる都道府県警察の職員となるものとする。この場合においては、その都道府県警察の職員となるものの数が第五十六条の規定により政令又は条例で定められた定数をこえることとなるときは、そのこえる数の職員は、それぞれ、地方警察官又は地方警察職員の区分に応じ、政令又は政令で定める基準に従ひ条例で定めるところにより、定員外とすることができ。

(警察用財産の処理に關する経過規定)

11 この法律の施行の際現に警察の用に供する財産は、又は供せられる予定となつてゐる財産のうち、国有の財産で都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要があるもの、市町村有の財産で警察若しくは都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要があるもの又は都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要があるものは、土地を除き、それぞれ、国と都道府県と、市町村と国若しくは都道府県と、又は協同することにより、第三十七条第一項及び第二項に規定する経費の負担区分に従

い、国から当該都道府県に、市町村から国若しくは当該都道府県に、又は都府県に譲渡するものとする。

12 この法律の施行の際現に警察の用に供せられてゐる国有又は地方公共団体所有の土地及びこの法律の施行の際現に国家地方警察又は自治体警察が他の機関と共用してゐる国有又は地方公共団体所有の財産で、警察庁又は都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要があるものは、それぞれ、前項の例により、警察庁又は当該都道府県警察が使用することができるとする。

13 前二項の規定による譲渡又は使用は、無償とする。但し、当該譲渡又は使用に係る財産に伴う負債がある場合その他政令で定める特別の事情がある場合においては、相互の協議により、当該負債を処理し、又は当該譲渡若しくは使用を有償とするため必要な措置を講ずることができるとする。

14 前三項の規定の適用について争があるときは、長官又は当該地方公共団体の長の申立に基き、政令で定めるところにより、内閣総理大臣が裁定する。

(給付に関する経過規定)

15 この法律の施行の際国家地方警察又は自治体警察の職員が地方警察職員となつた場合におけるその者が受けるべき俸給その他の給付は、当該都道府県の条例の定めるところによるものとし、その俸給月額がこの法律の施行前の日で政令で定める日現在におけるその者の俸給月額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、都道府県は、政令で定める基準に従ひ条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

(休職、特別待命又は懲戒処分に関する経過規定)

16 この法律の施行の際引き続き警察職員となつた者で、現に従前の規定により休職を命ぜられ、若しくは特別待命を承認されてゐるものの休職若しくは特別待命の承認又はこの法律の施行の際引き続き警察職員となつた者に対するこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行後懲戒処分を行うこととなるときは、当該懲戒処分に係る者の任命権者が懲戒処分を行うものとする。

(不利な処分に関する経過規定)

17 この法律の施行前に警察職員に對し行われた不利な処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお従前の例による。

18 警察職員に係る公務員に因る災害に対する補償で、災害の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日及び昭和二十九年六月三十日以前に係るものについては、同年七月一日以降において実施すべきもの及びこれに對する審査は、その者がこの法律の施行後引き続き警察職員として在職する場合においては、同年七月一日以降当該警察職員に係る俸給その他の給付を負担すべき者が行うものとする。

19 この法律の施行前すでに退職し、又はこの法律の施行の際退職した警察職員に對しこの法律の施行の際行われてゐる公務員に因る災害に対する補償並びに当該警察職員に對する前項に規定する補償及びこれに對する審査は、なお従前の例による。

(退職手当に関する経過規定)

20 この法律の施行の際、国家地方警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に對しては、国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第百八十二号。以下「退職手当法」という。)の規定による退職手当は、支給しない。この場合において、都道府県は、その者が国家公務員として引き続き勤務した期間(その者の地方公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで国家公務員としての在職期間に引き続いたものを含む)を当該都道府県警察の職員としての勤務期間に折算する措置を講ずるものとする。

21 この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に對しては、自治体警察を維持してゐた地方公共団体の退職手当に關する条例の規定にかかわらず、退職手当は、支給しないものとする。この場合において、都道府県は、その者が地方公務員として引き続き勤務した期間(その者の国家公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで地方公務員としての在職期間に引き続いたものを含む)を当該都道府県警察の職員としての勤務期間に折算する措置を講ずるものとする。

22 この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き国家公務員たる警察職員となつた場合においては、その者に對しては、自治体警察を維持してゐた地方公共団体の退職手当に關する条例の規定にかかわらず、退職手当は、支給しないものとする。この場合において、都道府県は、その者が地方公務員として引き続き勤務した期間(その者の地方公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで地方公務員としての在職期間に引き続いたものを含む)を当該都道府県警察の職員としての勤務期間に折算する措置を講ずるものとする。

(恩給に関する経過規定)

23 この法律の施行前旧法附則第七條(旧法第五十三條)において特別区の存する区域における自治体警察の職員に適用する場合を含む。以下同じ。又は警察法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百三十三号)附則第四項の規定の適用を受けていた者の従前の規定による自治体警察の職員としての在職については、これらの規定は、なおその効力を有するものとする。

24 この法律の施行の際旧法附則第七條の規定の適用を受けていた者以外の自治体警察の職員で左の各号に掲げるものが引き続き恩給法第十九條に規定する公務員たる警察の職員として在職してゐたものとする。

警察の職員若しくは都道府県警察の職員又は第七十六條第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合において、その者が自治体警察を維持してゐた地方公共団体の退職年金又は退職一時金に關する条例の規定による退職給付を受けなかつたときは、同法の規定の適用又は適用については、その者が自治体警察の職員として引き続き在職した期間同法第十九條に規定する公務員として在職してゐたものとみなす。

一 警部補、巡査部長又は巡査である警察吏員
二 警察長又は前号に掲げる者以外の警察吏員
三 専門家、技術者又は書記

25 前項の規定を適用する場合においては、同項第一号に掲げる職員としての在職は恩給法第二十三條に規定する警察監獄職員としての在職とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員としての在職は同法第二十條に規定する文官としての在職とみなす。

26 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「改正法律」という。)の施行の際恩給法第十九條に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職した国家地方警察又は自治体警察の職員に對する改正法律附則第六條第二項の規定の適用については、同法同条同項中「八月」とあるのは、「二年」とする。

(共済組合に関する経過規定)

27 自治体警察の職員であつた者でこの法律の施行の際引き続き地方

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議第五十号 警察法案外一件

- 警察職員となるものうち、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)に定める退職給付、療養給付及び遺族給付に関する規定の適用を受けることとなるものについては、その者が自治体警察を維持していた地方公共団体の退職年金又は退職一時金に関する条例の規定による退職給付を受けない場合に限る。その者が自治体警察に勤務した期間は、同法第八十六条第一項の組合員であつた期間とみなす。この場合において、当該地方公共団体の長(町村職員恩給組合にあつては、管理者)は、政令で定めるところにより、その者に係る同法第六十六条第一項に規定する責任準備金に相当する金額を同法第二十条第二項第一号に規定する組合に払い込むものとする。
- (政令への委任)
- 28 前各項に定めるものの外、この法律の施行のため必要と経過措置は、政令で定める。
- 警察法案に対する修正案
警察法案に対する修正
警察法案の一部を次のように修正する。
- (1) 目次中「第五十七条」を「第五十八条」に、「第五十八条」第六十条を「第五十九条」第六十一条に、「第六十一条」第六十二条を「第六十二条」第六十三条に、「第七十条」第七十四条を「第七十一条」第七十五条に、「第七十五条」第七十八條を「第七十六条」第七十九条に改める。
- (2) 第五十二条第二項第四号中「第七十条」を「第七十一条」に改める。
- (3) 第七十一条第一項中「委員は、」の下に「任命前五箇年に」を加える。
- (4) 第十六条第一項中「内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて」を「国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て」に改め、同条第三項を削る。
- (5) 第二十四条第三号中「第七十条」を「第七十一条」に改める。
- (6) 第三十八条第二項を次のように改める。
2 都道府県公安委員会は、都及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五条第二項の規定により指定する市(以下「指定市」といふ)を包括する府県(以下「指定府県」といふ)にあつては五人の委員、道及び指定府県以外の府に於ては三人の委員をもつて組織する。
- (7) 第三十九条第一項中「被選挙権を有する者で、」の下に「任命前五箇年に」を加え、同項に次の但書を加える。
但し、指定府県にあつては、その委員のうち二人は、当該指定市の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五箇年に警察又は検察の職務を行つた職歴のあるもの、そのうち一人は、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推薦したものであるものについて、当該指定府県の知事が任命する。
- (8) 第四十一条第一項但書「第二号に該当するに至つたこと」を「当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつたこと」に改め、同項第二号中「なつた場合」の下に「(第三十九条第一項但書に規定する委員について、当該指定市の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合)」を加える。
- (9) 第四十一条第二項に次の但書を加える。
但し、第三十九条第一項但書に規定する委員の罷免については、指定府県の知事は、当該指定市の市長に対しその市の議会の同意を得ることを求めるものとし、その同意があつたときは、これを罷免することができ、これを罷免することができなくなる。
- (10) 第四十一条第三項中「都道府県知事」を「道府県(指定府県を除く)知事」に、「当該都道府県」を「当該道府県」に改める。
- (11) 第四十一条第五項中「三項を」を「前四項に改め、同項を第六項とし、同条第四項中「一人」の下に「(都及び指定府県にあつては二人)」を加え、同項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 都知事及び指定府県の知事は、委員のうち三人以上が同一の政党に所属するに至つた場合において、第九条第三項各号の規定の例により、そのこゝろに至つた員数の委員を、当該都及び指定府県の議会の同意を得て、罷免する。但し、新たに同一の政党に所属するに至つた委員のうち第三十九条第一項但書に規定するものを含むときは、これらの委員のうち罷免すべきものは、くじで定める。
- (12) 第四十六条第二項中「前条までの規定は」を「前条までの道公安委員会及びその委員に関する規定は」に改める。
- (13) 第四十九条第一項中「内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて」を「国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て」に、同条第二項中「内閣総理大臣」を「国家公安委員会」に改める。
- (14) 第五十条第一項中「長官が国家公安委員会の意見を聞いて」を「国家公安委員会の同意を得て」に、同条第二項中「長官を」を「国家公安委員会に改める。
- (15) 第五十一条第四項後段を削る。
- (16) 第五十二条第三項中「又は方面本部長」を、方面本部長又は市警察本部長に改める。
- (17) 第五十四条第二項中「方面本部長の下に、市警察本部長」を加え、同条第三項中「長官が国家公安委員会の意見を聞いて」を「国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て」に改め、同条第四項中「長官を」を「国家公安委員会」に改める。
- (18) 第六十八条第三項中「第六十六条」を「第六十七条」に改める。
- (19) 第七十二条又第七十三条中「第七十条」を「第七十一条」に改める。
- (20) 第五十二条を第五十三条とし、以下一条ずつ繰り下げ、第五十一条の次に次の一条を加える。
(市警察部)
第五十二条 指定市の区域内における府県警察本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区域に市警察部を置く。
2 市警察部に、部長を置く。
3 市警察部長は、市警察部の事務を統括し、及び府県警察本部の命を受け、市警察部の所屬の警察職員を指揮監督する。
附則第一項但書「公布の日から施行する」を「公布の日から施行し、指定府県の府県公安委員会の委員及び市警察部に關する規定は、昭和三十年七月一日から施行する」に改める。
(附則第七項を次のように改める。
(最初の都道府県公安委員会の委員及び方面公安委員会の委員の任命)
7 この法律の施行後最初に任命される都道府県公安委員会の委員及び方面公安委員会の委員の任期は、その定数が三人の場合にあつては、一人は一年、一人は二年、一人は三年とし、その定数が五人の場合にあつては、一人は一年、二人は二年、一人は三年とする。この場合において、第三十九条第一項但書に規定する委員の任期は、二人のうち、一人は二年、一人は三年とする。

(20) 附則第八項に次の但書を加える。

但し、第三十九条第一項但書に規定する委員の任期については、当該指定市の市長と協議して定める。

(21) 附則第十項中「第五十六条」を「第五十七条」に改める。

(22) 附則第二十四項中「第七十六条」を「第七十七条」に改める。

(23) 附則第二十八項中「この法律の施行のため必要な経過措置を」との法律の施行に關し必要な経過措置(附則第二十八項から前項までの特例に關する経過措置を含む。)に改め、同項を附則第三十二項とし、附則第二十七項の次の四項を加える。

(市警察の設置に伴う特例)
23 この法律の法律の施行後一年間は、指定市に、市警察を置き、市警察は、当該指定市の区域につき、第二條の責務に任ずる。

29 この法律の施行後一年間は、指定府県の府県警察は、第三十六條第二項の規定にかかわらず、当該指定府県内の指定市の区域を除いた区域につき、第二條の責務に任ずる。

30 附則第二十八項の規定により指定市に置かれる市警察については、当該指定市をもつて一の県となし、指定府県以外の県の警察に關する規定を適用する。

31 この法律の施行後一年間は、指定府県の府県公安委員会については、指定府県以外の県の公安委員会に關する規定を適用する。

警察法案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案

警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律

(法律の廃止)
第一條 左に掲げる法律は、廃止する。

一 都道府県の所有に屬する警察用財産等の処理に關する法律(昭和二十四年法律第七十五号)

二 市の警察維持の特例に關する法律(昭和二十七年法律第二百四十七号)

三 町村の警察維持に關する責任轉移の時期の特例に關する法律(昭和二十八年法律第二百八十九号)

(民事訴訟法の一部改正)
第二條 民事訴訟法(明治三十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五百三十七條中「市町村若くハ警察ノ吏員を」と市町村ノ吏員若くハ警察官に改める。

(國稅法の一部改正)
第三條 國稅法(明治三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十一條第二項、第十九條、第二十一條及び第三十九條ノ五第一項各号列記以外の部分中「又ハ警察吏員」を削る。

第八十五條ノ二第二項中「警察吏員」を削る。

第八十八條中「又ハ警察吏員」を削る。

第八十九條第一項中「警察吏員」を削る。

(遺失物法の一部改正)
第四條 遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條中「國又ハ」を削る。

(國稅犯則取締法の一部改正)
第五條 國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五條及び第六條第二項中「又ハ警察吏員」を削る。

(特選法の一部改正)
第六條 特選法(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十九條中「若ハ警察吏員」を削る。

(公益質屋法の一部改正)
第七條 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「又ハ警察吏員」を削る。

(死証の提出に關する規程の一部改正)
第八條 死証の提出に關する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第九條中「又ハ警察吏員」を削る。

(裁判所法の一部改正)
第九條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七十一條の二の見出しを「警察官の派出要求」に改め、同条第一項中「都道府県國家地方警察本部の長又は市町村警察長(特別区の存する区域の警察長を含む)に警察官又は警察吏員を」を「警察官又は都道府県警察本部長に警察官に改め、同条第二項中「又は警察吏員」を削る。

(道路交通取締法の一部改正)
第十條 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「若しくは警察吏員」を削る。

第六條第一項中「公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいふ。以下同じ。)」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」といふ。))に改め、同条第三項中又は「警察吏員」を削る。

第十五條中「若しくは警察吏員」を削る。

第二十三條第二項並びに第二十三條の二第二項及び第三項中「又は警察吏員」を削る。

第二十六條第一項第四号中「都道府県知事」を「公安委員会」に改める。

第二十六條の二第一項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項を」前項に改める。

第二十六條の三を次のように改める。

第二十六條の三 都道府県が、本例の定めるところにより第二十六條の規定による警察長の許

可を受けようとする者から手数料を徴収しようとする場合においては、その額は、千円をこえることができない。

第二十八條中「又は警察吏員及び若しくは警察吏員」を削る。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)
第十一條 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第二項中「若しくは警察吏員」を削る。

(消防組織法の一部改正)
第十二條 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「國家地方警察、自治体警察」と警察庁、都道府県警察に改める。

第三十一條第一項中「若しくは國家地方警察を」、「國家地方警察、警察庁若しくは都道府県警察に」、同条第三項中「警察法」を「警察法(昭和二十九年法律第号)による改正前の警察法」に改める。

(海上保安庁法の一部改正)
第十三條 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第十二号中「國家地方警察及び自治体警察を」警察庁及び都道府県警察に改める。

第二十條中「警察官等職務執行法を」警察官職務執行法に改める。

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議録第五十号 警察法案外一件

八六〇

〔国家公務員共済組合法の一部改正〕

第十四条 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「国家地方警察」を「警察庁に属する職員、都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官」に改める。

第八十九条第四項中「警察法」を「警察法(昭和二十九年法律第二号)による改正前の警察法」に改める。

〔風俗営業取締法の一部改正〕

第十五条 風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公安委員会」を「都道府県公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいう。以下同じ。」と、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に改め、同条の次に次の一条を加える。

(手数料)

第二条の二 都道府県が、公安委員会の行う前条の規定による許可に関する事務について、条例で定めるところにより手数料を徴収する場合においては、その額は、千円をこえることができない。

〔刑事訴訟法の一部改正〕

第十六条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「及び警察官吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」に改める。

員会、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会を若しくは都道府県公安委員会」に改める。

第九十二条中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」を削る。

第九十四条第一項中「又は警察官吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を、又は都道府県公安委員会に改め、同条第二項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」及び「若しくは警察官吏員」を削る。

第九十九条第二項中「又は警察官吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を、又は都道府県公安委員会に改める。

警察官職務執行法の一部改正

第一条第一項中「及び警察官吏員(以下警察官等という。)」を削り、「警察法(昭和二十二年法律第九十六号)に規定する国民の生命を警察法(昭和二十九年法律第二号)に規定する個人の生命」に改める。

第二条から第八条までの中「警察官等」を「警察官」に改める。
(ハ) 猥褻場所等に関する法律の一部改正
第十八条 ハ、猥褻場所等に関する法律(昭和二十三年法律第四十

号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第四十条にいう市及び市(都の特別区の存する区域にあつては、特別区)及び政令で定める人口五千人以上の」に改める。

(檢察審査会法の一部改正)
第十九条 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第十一号中「市町村公安委員会委員、特別区公安委員会委員」を削る。

(少年法の一部改正)

第二十条 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項、第十三條第二項、第十六條第一項及び第二十六條第一項中「警察官吏員」を削る。

第二十七條 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「警察官吏員」を削る。
(消防法の一部改正)
第二十二條 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項及び第三項中「又は警察官吏員」を削る。

(古物営業法の一部改正)
第二十四條 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公安委員会」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。))」に改める。

第十四條第一項及び第二項を削り、第三項の項番号を削り、同項中「市町村又は都が、市町村又は特別区公安委員会」を「都道府県が、公安委員会」に改める。

第二十條第一項中「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察局長」を「警視總監、道府県警察本部長」に改め、同条第三項及び第四項中「又は警察官吏員」を削る。

第二十三條第一項及び第二項並びに第三十條第二号中「又は警察官吏員」を削る。

(たばこ専売法の一部改正)
第二十五條 たばこ専売法(昭和二十四年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第七十九條第三項第一号中「及び警察官吏員」を削る。
(總理府設置法の一部改正)
第二十六條 總理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(犯罪者予防更生法の一部改正)
第二十七條 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第五項但書中「又は警察官吏員」を削る。

(大蔵省設置法の一部改正)
第二十八條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第五項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」を削る。

(水防法の一部改正)

第二十九條 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項及び第十五條中「又は警察官吏員」を削る。
(警察用電話等の処理に関する法律の一部改正)
第三十條 警察用電話等の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第八條及び第九條中「市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」を「都道府県公安委員会」に改める。

(漁業法の一部改正)
第三十一條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十七條第三項中「公安委員会の委員及び警察官吏員を及び公安委員会委員」に改める。
(公職選挙法の一部改正)
第三十二條 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「都道府県及び市町村の公安委員会委員並びに警察官及び警察吏員を」都道府県公安委員会の委員及び警察官に改める。 第五十八条中「並びに当該警察官及び警察吏員を」及び当該警察官に改める。 第五十九条中「又は警察吏員を」を削る。 第三十六条第六号中「及び警察吏員」を削る。 第五十九条第二項中「又は警察吏員」を削る。 第二百二十一条第二項後段及び第二百二十三条第二項後段中「若しくは警察吏員」を削る。 第二百三十一条第二項中「及び警察吏員」を削る。 (精神衛生法の一部改正) 第三十三条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。 第二十四条第一項中「又は警察吏員」を削り、「警察官等職務執行法」を「警察官職務執行法」に改める。 (火災類取締法の一部改正) 第三十四条 火災類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。 第三十九条第二項中「警察官又は警察吏員」又は警察官に改める。 第四十三条第二項及び第四十六条第一項各号列記以外の部分中「警察吏員」を削る。 第四十七条中「警察官又は警察吏員」又は警察官に改める。	第五十二条第一項中「市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」を削り、同条第二項中「又は警察吏員」を削る。 (買戻法の一部改正) 第三十五条 買戻法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項中「公安委員会を」都道府県公安委員会以下「公安委員会」といふに改める。 第十一条第一項及び第二項を削り、第三項の項番号を削り、同項中「市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「都道府県が、公安委員会」に改める。 第十三条中「又は警察吏員」を削る。 第二十一条第一項中「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察局長を」警察隊長、道府県警察本部長に改め、同条第三項中「又は警察吏員」を削る。 第二十四条及び第三十三条第二号中「又は警察吏員」を削る。 (地方公務員法の一部改正) 第三十六条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。 第六条第一項中「公安委員会特別区公安委員会を含む。」を削り、「市町村の警察長及び消防長」を「警察長、道府県警察本部長、市町村の消防長に改め、「特別区が連合して維持する警察の警察長及び」を削る。
(銃砲刀剣類所持取締令の一部改正) 第三十七条 銃砲刀剣類所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)の一部を次のように改正する。 第二条第五号中「公安委員会」都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会をいふ。以下同。を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」といふ。))に改める。 第十九条中第一項及び第二項を削り、第三項中「市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会を」都道府県が、公安委員会に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。 第二十一条中「又は警察吏員」を削る。 第二十九条第三号中「又は警察吏員」を削る。 (農業委員会法の一部改正) 第三十八条 農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。 第八条第五項中「公安委員会の委員及び警察吏員」と及び公安委員会の委員に改める。 (高圧ガス取締法の一部改正) 第三十九条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。 第三十六条第二項中「若しくは警察吏員」を削る。 第六十二条第二項中「又は警察吏員」を削る。	第六十三条第一項各号列記以外の部分及び第六十四条本文中「若しくは警察吏員」を削る。 第七十四条第一項中「市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を削り、同条第二項中「又は警察吏員」を削る。 (出入国管理令の一部改正) 第四十条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。 第二十三条第二項中「警察吏員」を削る。 第四十一条第三項中「又は警察吏員」を削る。 第五十二条第二項及び第三項本文中「警察吏員」を削る。 第六十一条の八第一項中「国家地方警察、自治体警察」を「警察庁、都道府県警察」に改める。 (平和条約第一一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部改正) 第四十一条 平和条約第一一条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十七年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。 第十五条第三項及び第二十三条第三項中「又は警察吏員」を削る。 (外国人登録法の一部改正) 第四十二条 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。 第十三条第二項中「警察吏員」を削る。 (破壊活動防止法の一部改正) 第四十三条 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。
第二十九条中「国家地方警察及び自治体警察」を「警察庁及び都道府県警察」に改める。 (警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部改正) 第四十四条 警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律 第一条中「警察官等」を「警察官」に改める。 第二条中「国家地方警察の警察官又は市町村警察(特別区が連合して維持する警察を含む。以下同じ。の警察吏員)を」警察官に改め、「又は警察吏員」を削る。 第三条第一項中「国家地方警察」を「都道府県警察の警察官」に改める。 第三条第二項を次のように改める。 2 給付の原因である災害が、警察法(昭和二十九年法律第 号)第五十九条の規定により都道府県公安委員会からの要求に基き援助におもむいた警察官に協力援助したことに基因するものについては、当該警察官の援助を要求した当該都道府県公安委員会に属する地方公共団体がその給付をなすものとする。 第三条第三項中「警察法第六十三条又は第六十四条の規定により職務を行つた市町村警察の警察吏	第六十三条第一項各号列記以外の部分及び第六十四条本文中「若しくは警察吏員」を削る。 第七十四条第一項中「市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を削り、同条第二項中「又は警察吏員」を削る。 (出入国管理令の一部改正) 第四十条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。 第二十三条第二項中「警察吏員」を削る。 第四十一条第三項中「又は警察吏員」を削る。 第五十二条第二項及び第三項本文中「警察吏員」を削る。 第六十一条の八第一項中「国家地方警察、自治体警察」を「警察庁、都道府県警察」に改める。 (平和条約第一一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部改正) 第四十一条 平和条約第一一条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十七年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。 第十五条第三項及び第二十三条第三項中「又は警察吏員」を削る。 (外国人登録法の一部改正) 第四十二条 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。 第十三条第二項中「警察吏員」を削る。 (破壊活動防止法の一部改正) 第四十三条 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議録第五十号 警察法案外一件

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議第五十号 警察法案外一件

八六二

員を「警察法第七十二条第三項の規定により同条第一項の布告区域(同条第二項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合における当該区域を含む。)に派遣され当該区域内において職務を行つた警察官」に改め、同条第四項を削る。 第四十一条「国家地方警察本部」を「警察庁」に改める。 (法廷等の秩序維持に関する法律の一部改正) 第四十五条 法廷等の秩序維持に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十六号)の一部を次のように改正する。 第三十二条第二項「警察官又は警察吏員」を「又は警察官」に改める。 (麻薬取締法の一部改正) 第四十六条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。 第五十四条第八項中「警察官等職務執行法」を「警察官職務執行法」に改める。 (海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部改正) 第四十七条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。 第七条中「警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律」を「警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律」に改める。	(逃亡犯罪人引渡法の一部改正) 第四十八条 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。 第六条第一項中「警察吏員」を削る。 (有線電氣通信法の一部改正) 第四十九条 有線電氣通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。 第十一条第十一号を次のように改める。 十一 警察法(昭和二十九年法律第一号)第七十七条第二項の規定により警察庁又は都道府県警察が使用するとき。 (公衆電氣通信法の一部改正) 第五十条 公衆電氣通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。 第六十四条第一項中第三号を次のように改める。 三 警察法(昭和二十九年法律第一号)第七十七条第二項の規定により警察庁又は都道府県警察が使用するとき。 第七十一条第三項中「国家地方警察若しくは自治体警察」を「警察若しくは都道府県警察」に改める。 (武器等製造法の一部改正) 第五十一条 武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。 第二十五条第二項及び第二十六条中「警察吏員」を削る。 第二十八条第一項中「市町村公安委員会若しくは特別に公安委員	員会」を削り、同条第二項中「警察吏員」を削る。 (町村合併促進法の一部改正) 第五十二条 町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。 第六条第三項中第四号を次のように改める。 四 削除。 第十二条を次のように改める。 第十二条 削除。 (交通事件即決裁判手続法の一部改正) 第五十三条 交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第一号)の一部を次のように改正する。 附則第二項の道路交通取締法の改正規定に係る同法第二十三条の第三項、第三項及び第五項中「又は警察吏員」を削る。 附則 (施行期日) 1 この法律中、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法(昭和二十九年法律第一号)同法附則第一項但書に係る部分を除く)の施行の日から施行する。 (都道府県公安委員会等の許可等の経過規定) 2 この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法、風俗営業取締法、古物営業法、質屋営業法又は銃砲刀剣類等所持取締令の規定により都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別に公安委員会が行つた許可、免許、取消、停止その他の処分が現にその効力を有するものは、改正後の相当規定により都	道府県公安委員会とした処分となす。但し、当該処分が期限が附されてゐる場合においては、当該処分が期限は、改正前のこれらの法令の規定により処分がなされた日から起算するものとする。 (都道府県公安委員会等に対する申請等の経過規定) 3 この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法、風俗営業取締法、古物営業法、質屋営業法又は銃砲刀剣類等所持取締令の規定により都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別に公安委員会に対してなされた許可、免許その他の処分が現にその効力を有するものは、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。但し、改正前のこれらの法令の規定による許可、免許その他の処分が現にその効力を有する場合は、改正前のこれら手数料の納付に對しては、改正後のこれらの法令の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (道路における禁止行為に関する都道府県知事の定に関する経過規定) 4 この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法第二十六条第一項の規定に基き都道府県知事が道路における禁止行為について制定している定は、改正後の同法同条同項の規定によつて都道府県公安委員会が改定するものとみなす。 (災害給付に関する経過規定) 5 この法律の施行の際、この法律の施行前にかつて既に改正前の	警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による給付を受けている者に対する給付については、なお従前の例による。 6 警察官又は警察吏員に協力援助した者に係る災害に対する給付で、災害の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日が昭和二十九年六月三十日以前に係るものについて同年七月一日以降において実施すべきものは、改正前の警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律第三十三条の規定により国が行うべきものに相当するものについては、国が、都又は市町村が行うべきものに相当するものについては、都又は市町村が行うものとする。 警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する修正案 警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する修正案 警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の一部を次のように修正する。 (1) 第四十四条中「第五十九条」を「第六十条」に、「第七十二条第三項」を「第七十三条第三項」に改める。 (2) 第四十九条及び第五十条中「第七十七條第二項」を「第七十八條第二項」に改める。 (3) 附則に次の三項を加える。 7 この法律の施行後一年間は、この法律による改正後の法律の規定中、都道府県公安委員会とあるのは「都道府県公安委員会
--	---	--	---	---

又は市公安委員会」と、「都道府県警察又は市警察」と、「道府県警察本部長又は市警察本部長」と就み替えるものとする。

8 この法律の施行後一年間は、この法律による改正後の道路交通取締法第二十六条の三、風俗営業取締法第二十条の二、古物営業法第十四条、質屋営業法第十四条及び銃砲刀剣類所持取締令第十九条第一項中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は市」と就み替えるものとする。

9 この法律の施行後一年間は、この法律の附則第二項中「都道府県公安委員会」のした処分」とあるのは「都道府県公安委員会又は市公安委員会のした処分」と、この法律の附則第四項中「都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会又は市公安委員会」と就み替えるものとする。

警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔中井一夫君登壇〕

○中井一夫君 たいだいま議題となりました警察関係二法案を一括し、これについて地方行政委員会における審議の経過及び結果の概要を申し上げます。

すでに御承知のごとく、この二法案は特に重要法案たるゆえをもちまして、委員会付託に先だつて、去る二月十六日本会議に上程、政府より提案理由の説明があり、質疑応答もなされておりますので、法案の内容を再び詳述するところは省略いたします。

これを要するに、警察法案は、警察の管理と運営の民主的保障を確保するとともに、わが国情に即した警察組織を確立し、もつて治安の確保とその責任の明確化をはかる必要ありとし、政府において現行警察法の全文を改め、これにかわるに新たな警察制度を樹立せんとするものであります。他の一案は、この新しい警察法の施行に伴つて必要となる関係法令の規定の整備及び所要の経過措置を定めんとするものであります。

本委員会といたしましては、これら二法案の意義の重大なるに堪がみ、これが取扱いには格段の考慮を払うたのであります。すなわち、二月十六日の同法案が本委員会に付託されましたから、大義國務大臣より提案理由の説明を聴取し、爾來連日委員会を開き、その間、公聴会、秘密会のほか、人事委員会及び法務委員会との連合審議会を催し、慎重審議いたしましたし、しかも途中政府にあつては警察担当の國務大臣の交代があり、また三月下旬には、その急速なる成立を要望された地方財政関係諸法案審議のため、一時本案の審議を差控えざるを得なかつたような事情もありまして、審議の経過は幾多の紆余曲折を経、またその内容はさらに複雑多岐をきわめたのであります。その論議の詳細につきましては一切これを会議録に譲ります。

かくて、本案は委員会付託以来月をけみすること四箇月、委員会を開くこと実に三十三回、遂に昨五月十四日深夜に至りまして質疑を終了いたしました。その際に、日本自由党松永東君外十五名より、自由党、改進黨、日本自由党、三党共同提案にかかる修正案が提出されました。その要綱は次のごときものであります。

すなわち、警察法案に対しては、第一点、任免関係については、警察庁長官の任免は国家公安委員会が總理大臣の承認を得て行うことに改め、警視總監の任免は国家公安委員会が都公安委員会の同意と總理大臣の承認を得て行うことに改め、道府県の本部長及び五大市の警察部長その他の警視正以上の者の任免は国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て行うことに改め、第二点、五大市を有する府県の特例としては、府県公安委員会の委員の数を五人とし、そのうち二人は市長が市議会の同意を得て推薦する者につき知事が任命することに改め、当該市の区域内における府県警察本部の事務を分掌させるため市警察部を置くことと

め、市警察部長は市警察部の事務を統括し、府県警察本部長の命を受け、所屬職員を指揮監督するものとするよう改め、第三点、都の特例としては、都の公安委員は五人とすることに改め、第四点、公安委員の資格要件に関しては、国家公安委員会、都道府県公安委員会、方面公安委員会ともに、委員に任命前五年間に警察または検察の前歴を有しない者とすることに改め、第五点、市警察の設置に伴う特例を設け、この法律施行後一年間は五大市に市警察を置き、市警察は当該市の区域につき第二十条の責務に任じ、市警察については、当該市をもつて一つの県とみなし、その市所在の府県以外の県の警察に関する規定を適用することとする等、以上であります。

なお、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対しては、前述の警察法の修正に伴い必要となる法文の整理を行うこととあります。

かくて、提案者を代表して自由党西村直己君より修正理由の説明があり、これに対する質疑を行つた後、引き続き本十五日二法案の修正案及び原案を一括討論に付しましたところ、委員藤尾弘吉君は自由党を、委員藤田義光君は改進黨を、委員松永東君は日本自由党をそれぞれ代表して、いずれも両案に對する各修正案及び修正部分を除く各原案に對して賛成の意を述べられ、委員北山愛郎君は日本社会党を、委員中井徳次郎君は日本社会党をそれぞれ代表して、いずれも原案及び修正案に對して反対の意を述べられました。

次いで採決に入り、まず警察法案に對する修正案は賛成多数をもつて可決され、その修正部分を除く原案もまた賛成多数をもつて可決されました。次に、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に對する採決に入り、修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決されました。よつて、議題となりました警察関係二法案は、本日午前一時十五分をもつて、いずれも修正議決すべきものと決定せられた次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳廣次郎君) これより討論に入ります。阿部五郎君。

○阿部五郎君 たいだいま議題となりました警察法に関する三派共同修正案並びに修正部分を除く政府原案に對して、日本社会党の反対意見を開陳したいと思ひます。(拍手)

この法案と同一の内容を持つた法案はすでに第十五国会において提出せられ、輿論のきびしい批判を受けておるにもかかわらず、政府があえて再提出をなし、その通過をはからんとする意圖は單なる表裏的な説明をもつてしては理解しがたいものであるとありま

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議第五十号 警察法案外一件

す。政府は、最近政治目的のもとに警察の機能の行使を妨げましたが、今回は単に消極的に行使を妨げるにすぎませんでしたが、いつの日にか積極的に警察指揮権を反対党攻撃のために用いるのではあるまいかと、危惧を抱かせるものがあるものであります。

(拍手) この警察法案は、全国末端に至るまで、警察権を政府に集中するものとなつておるのであります。政府は、警察指揮権をもつては足れりせず、警察権をも政治目的に利用せんとするのではあるまいかと不安が起るのであります。

さて、われ／＼がこの法案に反対する第一の理由は、自治警察なるものをまつたく抹消した点にあるのであります。憲法に保障されて、地方自治法は、その地方公共の秩序を維持し、住民の安全を保持することを地方公共の事務の目標に明記しております。政府は、市町村警察を廢するが、都道府県警察を置くというのであるが、その本部以下、幹部の任免権は政府にあります、予算の編成、執行の権限は空文にすぎないし、それに属する巡査の名称すら警察官と云うのでありますから、これを自治警察と云うことはできません。もとより、現行警察法が初めて施行せられたときは細分化に過ぎる弊害があつたことは認めますが、それは、その後の改正により、住民みずからの発意のもとに解消せられております。

(拍手)

三派修正案は、五大都市に限つて、ここに一箇年間は市の地域に府県警察と同一のもの置き、一年後は府県警察の配下に入れてその警察部にしようとするのであります。急激なる変化を避けようとするのであります。急激なる変化を避けようとするのであります。急激なる変化を避けようとするのであります。

一のもの置き、一年後は府県警察と同一のもの置き、一年後は府県警察の配下に入れてその警察部にしようとするのであります。急激なる変化を避けようとするのであります。急激なる変化を避けようとするのであります。急激なる変化を避けようとするのであります。

たならば、基本的人権の確保があつないからであります。(拍手)

われ／＼が反対する第二の理由は、命令系統が、生は総理大臣から下は第一線の巡査に至るまで、すつと一本に通つておつて、あまりに権力主義的なことであります。総理大臣は警察庁長官及び警視總監を任免し、長官は道府県本部長を任免し、本部長は末端の巡査まで任免するのであります。政府は公安委員会に行政並びに運営の管理権を持たせておつて、さういふ、かんじんの任免権がないのでありますから、一本のすつと伸びた木に、ところ／＼こぶをつけたやうなものであります。こうすると、政治警察方面の仕事はあるいは能率がよく行くかもしれません。しかし、それがあふないのではありません。司法警察方面でも、犯人の捜査など、あるいは少しはよくなるかもしれませんが、それは、戦前のそれのごとく、何千何万の善良なる国民を一応疑つて、逮捕、拷問、長期拘留を行つた上に得られるところの成績であります。(その通り(拍手))

一体、警察は、一旦その道に入りますと、一生その道に終始する人が多いのでありますから、自然に一箇の社会を形成し、その内部に独自の慣習を生じ、独自の価値判断を生ずるのであります。そのうち、外部からの民衆の批判は受けかねないのであります。公安委員会の存在はその弊害を矯正する

に足りない。戦前はまた一般の官吏と警察官との交流がありましたが、それのなくなった今日、最高指揮者を民衆の批判の手の届くところへ置いておかなかつたならば、従つて自治警察に断つておかなかつたならば、その弊害するや底止するところがないのであります。(拍手)

修正案においては、道府県本部長の任免に中央並びに地方公安委員会の関与の余地を与へましたが、中央の国家公安委員会は國務大臣が委員長であります。閣議を背景とするこの委員長の權威は、委員会内部で絶大であります。そこで、それがはたして政府から独立した行政委員会であるかどうか、がすでに疑わしいのであります。警察の政治的中立の確保などは最初から期待し得べくもありません。さらに警察指揮権を政治的目的に利用する吉田内閣がその運営に當ることを思うとき、わが民主政治の前途まことに危ういかなと言わなければならぬのであります。(拍手) 政府は、かりに警察力を選挙に用い、あるいは反対党攻撃に用いるような暴挙をやらないといひましたし、権力を集中して、上から下へ向つて仕事の能率の向上を奨励するに違ひありません。そうすると、仕事は性質上、人権を侵してまでも能率を上げざるを得なくなるのであります。(拍手) 一たび警察に疑われたらおしまいであ

るといふこわい警察が出現し、人権蹂躪事件はおそらくは十倍し数十倍するであります。さうして、その命令者が國務大臣や長官といふ高いところにあるのでは、犠牲者の苦悶の聲は届かず、やみに葬られて、世間はこれを知らず、野蠻で暗黒なる世相を現出するであります。(拍手) われ／＼のあくまで反対せざるを得ないゆゑんであります。

われ／＼が本案に反対する第三の理由は、これが警察官の品位の低下を招来する危険があるといふことであります。自治体警察がその設置以来多大の犠牲を払つて待遇を改善して来たのは、決してむだに民衆に負担をかけたのではあります。警察官の一人々々の品位ある態度が住民の幸福に至大の關係があるから、自治体では乏しきを忍んでここに至つておるのであります。警察官もまた衣食足つて礼節を知人問性を免れないのであつて、ようやく民衆に親しまれかけるところまでその効果を現わしかけて来たところまで、この法律案は官吏の身分、名称をもつて警察官をいかにせしめるものにして、多くの階級——巡査から總監まで九段階もつて立つて立身出世主義を鼓吹し、一方ではその給与を低下せんとしておるのであります。警察官は、自己が民衆の一員であるといふ自覚の上に立つて民衆保護の任務に當るのでなか

つたならば、民主警察を実現することはできません。この法律案は、警察官の外見をいかめしくし、実生活を窮乏させることによつてその品位を低下せしめる危険をはらむものであつて、われわれの断じて賛同するあたわるところであります。(拍手)

この法案を提案するにあつて、主管大臣は、国家地方警察は国家的性格に過ぎず自治的要素を欠如し、自治警察は自治的に過ぎて国家的性格に欠けるから中間の都道府県警察をつくと説明しましたが、自治警察が自治的に過ぎて国家的性格を欠くがためにその職責を果たすことが出来なかつたという事実は、いかに追究して、権力集中に過ぎるとの非難に対しては、中央地方の公安委員会による警察予算の審議があることと申しましたが、事実上、府県警察の主たる経費は国庫となし、一般経費も人件費以外は半額補助をやるというえさをもつて府県議會を支配する用意を整えておるのであります。また経費の節約ができると申しますが、それは、自衛隊を増強して警察の警備方面の仕事の縮小が可能になつたからでありまして、この法案とは直接の関係はないのであります。

ことにわれわれを憤慨させたのは、国の治安維持の責任は政府にあり、責めを負う以上は警察の指揮権を持た

なければならぬと言つてあります。

治安の責任が政府にあるのは言うまでもないが、責めを負うとははたして何を意味するか。閣僚や党の幹部が社会からきたない汚職の疑惑をこうむりながらも、それをそがんとせず、てんとして恥じない吉田政府が、責めを負つてその出處退退をいかにせんとするのであるか。(拍手)政府の理由とするところがとるに足らないから、われわれは政府の言わざるところにその理由を求めなければなりません。

政府は、ここ数年来、破壊活動防止法、スト規制法をつくり、今や教育二法案、秘密保護法案を通過せんとしております。今まで幸ひにしてこれらに適用される事件が起りませんでした。が、政府は、警察を手中に収め、スパイ政策、挑発政策を用いてまで、これらの法を適用して民衆を威嚇せんとしておるのではあるまいか。(拍手)現に、警察大学では、相手に知られずして手紙を開封したり、ひそかに金庫をあけたりする方法を教へておると、主務大臣が言明いたしました。もつとも、合法的にのみ使つて申しておりますが、これらの手段は本来合法的に使用性質のものではないのであります。(拍手)吉田政府は重ねての反動政策をもつて参りましたが、この警察法案をもつてきまされりと申すべきであります。(拍手)改進黨の諸君はもとより、自由党の諸君におかれても、自己の総裁の政治的罪惡を、せめて少しでも制限するために、本法案を否決し去られんことを希望してやまない次第であります。(拍手)

私の討論はこれをもつて終ります。

(拍手)

○議長(尾崎正雄) 藤尾弘吉君。

○藤尾弘吉君登壇。藤尾弘吉君。私は、自由党を代表いたしまして、警察法案並びに警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案につきまして、修正案並びに修正部分を除く政府原案に賛成の意見を簡単に表明せんとするものであります。

現在の警察法は、御承知のごとく、昭和二十二年の十二月、法律第九十六号をもつて制定せられたものでありまして、爾來数次の改正を経て今日に至つております。この制度は、もともと連合国の日本占領政策の一環として制定せられたものであります。われわれは、必ずしも占領政策の善意を無視するものではないと思ふが、また占領政策のすべてを可なりとするものでもありません。しかし、ひとり警察制度にとどまらず、今やわれわれは、真にわが国の歴史、社会生活、経済力等に相応した日本としての民主主義制度を確立すべき時期にあると思ふのであります。(拍手)わが党は、独立を回復したとは申しながら、真の意味の独立はなおいまだと考へております。数

年間の占領政治によつて、各般の法律、制度の上におきましても、社会生活の實際の上におきましても、また物の考え方におきましても、いまだなお独立せりとは言ひかねるものが少なくないようであります。この状態から脱却してこそ初めて独立となさざるを得ないのであります。吉田自由党内閣の使命もまたそこにあることを深くかつ明らかに自覚するものであります。

今日の警察制度は、御承知の通りに、日本の従来の警察を根本的に民主化する方針のもとに制定せられております。その警察制度は、まことに趣旨においてけつこうであります。しかしながら、現在の警察制度は徹底した地方分権主義であります。今日なお四百有余の警察単位がそれ、独立いたしておるのであります。かような警察制度のもとにおいて、はたして真に能率の上る、しかも金のかからない警察がやつて行けるのでありましようか。わが国は、民主主義の名のもとにおいて、金のかかる、むだの多い警察をやつて行くほどの余裕はございません。今日の警察制度におきましては、能率の上らない、経費のかかる、しかも最も責任を重んずべき警察において責任の体制が不明確であるということが、その最も重要な欠陥として今日指摘せられておる。わが党は、吉田内閣は、昨年の第十五国会においても警察法案を提出いたしました。が、不幸にして解散

のためにこれが成立しなかつたので、ここにあらためてその方針を踏襲いたしまして、第五次吉田内閣は警察法案を提出するに至つたのであります。その趣旨とするところは、ただいま申しましたごとく、警察のむだを排除する、能率を上げる。しかし責任を明確にすると同時に、また警察に対する民主主義の要請にこたへんとするものであります。(拍手)

時間の関係もありましたので、法案の内容についてはこれ以上は言いません。ただ、私は、今回の法案をめぐつて最も論議の多い点について一言申し上げておきたいと思ふのであります。

この法案をめぐりまして、あるいは民主主義警察でなくとも国家警察に移行したとか、あるいは地方分権、地方自治を切りかえて中央集権に移つたとか、あるいは民主国家から警察国家に移つたとか、いろいろ痛烈な言葉をもつて批評せられる向きがあります。言論は自由でありますから、批評は御隨意であります。私はそのことを多く論ずるのではありませんが、およそ是れらの批評ほど迷惑なものはありません。事実を歪曲した運動は恐ろしいものはありません。また、観念の退屈から来た議論はどやつかいなものはありません。さうながら、政府の原案は、私どもその趣旨においてはこれを全面的に支持するものでありますけれども、その規定の内容においては、その

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議第五十号 警察法案外一件

八六六

休職において、實際問題として若干誤解を誘発する点もないではない。そのために新警察制度の真意を誤られるようなことがありましてはまことに遺憾に存じますので、わが党といたしましては、改進黨、日白党の諸君とともに、今共同して修正案を提出いたしましたのであります。この修正案に見られるところは、この修正案にあらざることを修正を加え、あるいは、警察片長官の任免は、これを従来のごとく国家公安委員会の権限とするとか、また都道府県警察の首脳部の任免につきましては、これを国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て行うものとしたのであります。かくのごとき措置によりまして、諸君の言われる幾多の議論はほとんどその理由を失ったと思ふ。しこうして、新たな規定と言へば、わずかに国家公安委員会の委員長に國務大臣を充てるといふ規定を加えたことであります。

そこで、私は、この際主としてこの警察と政治の関係について申し上げてみたいと思ふのであります。

御承知のごとく、行政権は内閣に属することになっております。しこうして、この行政権の行使については、内閣各國務大臣は連帯して国会に対して責任を負うことになっております。およそ一國の政治において、治安の維持ということは最も重大なる任務であります。この意味におきまして、行政政府たる内閣が治安維持の責任を負うべき

ことは事理の当然であります。(拍手) 現に、諸君は、政府に対し国会において治安問題を質問し、その責任をたゞしておるではありませんか。しかも、現行法制上、一体政府はいかにして治安の責任を負うことができるのでありましようか。國務大臣はいかにして議会の質疑応答の側に當ることができ得るでありましようか。権限なきところ責任はありましようか。現行法制は、この意味においてはなほ明確を欠くものがあるものであります。

しかしながら、一方におきまして、警察活動は公平中正を旨とし、一党一派に偏してはなりません。民主主義はきびしくこれを要請いたしております。本法案は、明らかにこのことを規定いたしておるのであります。警察運営の主体を公安委員会に置くこととしてあるのも、ただしこの用意から出たものにはかなりません。政府の恣意をおそれるの余り、警察を、政府、い

す。中央集権ならば非民主的で、地方分権ならば民主的であるというごとき論をしばしば聞くのであります。かくのごときは、まことに粗雑きわまる民主主義論にすぎません。(拍手) しかも、これを最も中央集権のはげしい連なりし中央に親しみを有せられる諸君より聞くに至つては、その真意を疑わざるを得ないのであります。社会主義を奉じ、計画経済を主張せられる諸君は、はたして単純なる地方分権、地方自治をもつてよくその社会秩序を維持せられる確信ありやいなや、私はその点をお尋ねいたしたのであります。(拍手)

しかも、本法は、中央において所掌せんとするところは国家的性格を有する警察事務に限つておるのであります。しこうして、その遂行を確保し、責任の範囲を明らかにする程度を少しも越えるところはないのであります。中央集権の声をもつて素朴なる人心に訴えられることによつて、日本警察の勢力分散を期待し、迫り来る破壊勢力の前に警察力の弱体化をはからんとする意図に出るにあらずやとの疑いを抱かしむるものと云つて過言ではありますまい。われ／＼は、終戦直後の占領政策のあやまちを繰返す必要は断じて認めません。地方の自治に任すべきものはこれを地方にゆだね、中央において処理するを適當と認むるものはこれを中央に留保し、相まつて事のよろ

しきを制することこそわれ／＼の任務でなければなりません。いたずらに觀念的民主主義論を振りまわして得たものがごときは、われ／＼のくみしないところであります。また、かつて存在した日本警察のあつものによりて、新憲法下の民主警察のなまさを吹くがごとき愚は、われ／＼の忍びざるどころであります。

警察をよくするのにも悪くするのにも、その根源は政治にあります。往年の警察は、必ずしも警察組織、警察官それ自体が悪かつたものではありません。この組織を悪用し、この警察官の任務を与えた政治にその罪の大半があつたのであります。(拍手) しかも、その政治はわれ／＼の任務であります。われ／＼は、この警察法案を論ずるにあたりまして、最も反省すべきはわれ／＼であることを忘れてはならぬと思ふのであります。われ／＼がこの法案を論じて非民主的であると中央集権であると非民主的であると中央集権であると非民主的であると、いづくんぞ知らん、その多くは、われ／＼自身の非民主性を認めて、われ／＼自身が民主政治の確信を持ち得ないことを主張するものであります。(拍手) お互いに、日本は民主国家として進むものであることに、もつと確信と希望を持ちたいものであります。平和憲法擁護を高く掲げる諸君のあまりにも信念を欠くことを遺憾に存する次第であります。

結論として申し上げます。新警察法案は、修正案を含めて、第一に、民主警察の根本精神たる国民の利益と自由権擁護の理想を堅持し、いやくもその機能の濫用や政治的中立を侵害することがないよう、堅実に民主的な制約を確立いたしております。第二に、この民主的思想とともに、地方自治の根本原則に準拠し、都道府県の自治体警察設置以来分断せられた非能率的警察機構を統合・調整し、これにより警察の機能の向上を実現し得るのであります。第三に、機構の簡素化に伴い、警察に要する経費並びに人員を相当緊縮整理することができるのであります。第四に、民主的理想並びに地方分権の原則と調和しつつ、政府の治安に対する責任の明確化をはかり、それに伴ひ公共の福祉を維持する上に万全を期待し得るのであります。これを要するに、従前の警察制度の長所を保持しつつ、しかもその包蔵している欠陥を是正するのであります。もとより、一國の治安は警察のみによつて全うせられるものではありません。しかもまた、警察の無力は、ひいては諸施策の遂行を妨げる重大なる性質であることは明らかであります。

○議長(橋本武吉郎君) なるべく簡単に結論を願います。

○議員(山崎武吉郎君) われ／＼は、わが国社会においても公共の安全と個人の権利及び自由の完全なる保障を切望し

また、中央集権化は不都合であるとか、中央集権か地方分権かという議論もいろいろござります。そも／＼中央集権か地方分権か、その議論は権力作用の分配に関する問題であります

また、中央集権化は不都合であるとか、中央集権か地方分権かという議論もいろいろござります。そも／＼中央集権か地方分権か、その議論は権力作用の分配に関する問題であります

また、中央集権化は不都合であるとか、中央集権か地方分権かという議論もいろいろござります。そも／＼中央集権か地方分権か、その議論は権力作用の分配に関する問題であります

また、中央集権化は不都合であるとか、中央集権か地方分権かという議論もいろいろござります。そも／＼中央集権か地方分権か、その議論は権力作用の分配に関する問題であります

また、中央集権化は不都合であるとか、中央集権か地方分権かという議論もいろいろござります。そも／＼中央集権か地方分権か、その議論は権力作用の分配に関する問題であります

ますがゆえに、本案の成立を希望してやまない次第であります。

私は重ねて申し上げます。私は、修正部分並びにこれを除く政府原案に対し賛成の意を表明いたしまして、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(橋本次郎君) 大矢省三君。
〔大矢省三君登壇〕

○大矢省三君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつております警察法政府原案並びに修正案、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対して、反対の討論を行わんとするものであります。(拍手)

御承知のごとく、本警察法は、今国会中教育二法案と相並んで最も重要な法案の一つでありまして、日本の憲法と同様、国の性格をも変革せんとする内容を持つておるものであります。(拍手)

〔拍手〕現行警察法は二十三年三月施行を見たのでありますが、その内容は主権在民、民主憲法のもとに、地方自治体の住民がみずからの責任において治安を維持するという原則に基いて、民主警察として発足したのであります。戦後の諸改革のうちで最も大なる改革が加えられた一つであります。従つて、地方自治体は、戦後の窮乏の中から大きな犠牲を払つて、また常に住民のサービスをモットーとしてあらゆる努力の結果、やつと住民から親しまれるところの民主警察としてその緒についたやうさき、政府は地方住民の強い反対を押し切つて、強引に本法を提出するに至つたのであります。

政府は、本案の提案理由の説明にあつて、現行警察法は国警と自治体の二本建である、そのために非効率、不経済、治安維持の責任の所在が明らかでないと言つておるのであります。なおまた、地方財政の見地からこの改革の必要があると称して、これをなさんといふのであります。しかるに、自治体警察発足以来今日まで、民主警察育成のために、政府が財政的その他からいかに多大の努力を払つて来たかと申し上げたいのであります。ローマは一日にしてならずといふことわざの通り、真の民主警察の完成のためには、国民とともに不断の努力が必要であることは言をまたないところであります。(拍手)

今、本改革案の内容を少し検討してみますに、われ／＼が反対をしなればならぬ最も大きな理由のまず第一点は、内閣総理大臣が直接国家公安委員会の委員長に国務大臣を任命し、その管理のもとに警察庁を置き、その警察庁長官及び警視總監、道府県本部長は国務大臣を長とする国家公安委員会がこれを任命するという原則になつておるのであります。このことは中央集権化した戦前以上の強力な警察国家の再現と相なることは明らかであります。(拍手)かかるもとにおいて、内閣

総理大臣は、一方に自衛隊のいわゆる統帥権を掌握し、片や警察大臣を自由に動かす、警察の政略化はもろろんのこと、これを私有化して、国会の解散権と合せて、まさに世界に比類のないところの独裁者たり得ることは火を見るよりも明らかであります。

次に第二は、政府は、自治体警察を廃して府県警察に一本化し、府県公安委員会があるとして、警視以下は警察官を地方公務員としたという、この二つの理由をもつて自治体警察なりと抗弁しておるのであります。地方自治体は、任免権を持たざるどころの公安委員会と、財政的な負担のみ負わされることになり、自治体警察とは名のみであつて、国民を欺瞞せんとするもはなはだしいと言わざるを得ないのであります。(拍手)

およそ民主主義は、個人の自由や人権の尊重がその基調でありまして、民主政治は、ある程度のロスはこれを認めなければならぬ制度であります。それは、そのこと自体が自由の尊重、人権の保障に通ずることであり、この前提条件をくずして、制度をもてあそんで、この改革を加へんとするがごときことは、まさに民主政治を冒瀆し、これを破壊に導くところの逆コースと言わねばならぬのであります。(拍手)また、現行警察法の第四十条は、自治体警察を廃止または設置せんとする場合に住民の一般投票によるというこ

とを規定してあるにかかわらず、この法規を無視して、住民の強い反対を押えて、あえて本案のごとき改革をなさんとすることは、口に憲法の精神を説きながら、政府みずからこれを破つてゐることであつて、これは断じて承服できないところであります。(拍手)

次に、三派折衝によるところの修正案によれば、五大都市の自治体警察については、この廃止を一年延期することとした。かかる修正は、かつての府県側と大都市側の間に特別市制をめぐつて鋭い対立をかもしたことを思うと、今後大なる禍根を残すことと相なるのであります。まことに遺憾に存するものであります。(拍手)

なお、公安委員会委員の資格要件についてありますが、これを緩和した。そのために、五年経過するならば、かつての憲兵、特高、検察官なども任命することができると相なるのであります。これまた思想警察の復活をねらつたものと見てさしつかえないのであります。われ／＼の最も憤慨にたえないところであります。(拍手)

反対の第三の理由をいたしまして、政府は、国警、自治警の二本建の制度は施設、人員等において不経済の点があるとして、行政整理のしわざをこゝでもつて行つたことでもあります。政府は、そのつじつまを合せするために、約九十億円の経費節減と、三万名の警

官を四年間に整理すると称しておるのであります。一方、再軍備のために、本年度四万二千余の自衛隊員を増員するのであります。いかに経費の節減、行政整理をうたつておられます、これは筋が通りません。何人も納得することはできない。かくのごときは国民を愚弄するもはなはだしきことと申さねばならぬのであります。

元来、警察本来の使命は、治安の確保と個人の生命及び財産の確保にあることは、いまさら私の申し上げるまでもないことであります。しかし、それは権力、武力のみによつては断じて守り得ないことは、これまで当然の理でありまして、御承知の、かつての米騒動のときも、あるいは関東大震災の際にも、非常官が発せられて、戒厳令のもとに軍隊が出動しても、これを鎮圧できなかったものであります。その結果として、住民の協力による自衛団によつて初めて治安の維持が保たれたことの経験に徴しても、真の治安といふものは、権力や武力にあらずして、住民の理解と信頼による協力にまたなければならぬことは申すまでもないことであります。(拍手)

戦前及び戦時中を通じて、わが国の警察制度は、内務大臣のもとに警保局長が警察部長や知事を指揮命令いたしまして、時の政府は、反対党に対してはあらゆる手段を用いて、言論、集会、思想等、個人の一切の自由を奪

つたやうさき、政府は地方住民の強い反対を押し切つて、強引に本法を提出するに至つたのであります。政府は、本案の提案理由の説明にあつて、現行警察法は国警と自治体の二本建である、そのために非効率、不経済、治安維持の責任の所在が明らかでないと言つておるのであります。なおまた、地方財政の見地からこの改革の必要があると称して、これをなさんといふのであります。しかるに、自治体警察発足以来今日まで、民主警察育成のために、政府が財政的その他からいかに多大の努力を払つて来たかと申し上げたいのであります。ローマは一日にしてならずといふことわざの通り、真の民主警察の完成のためには、国民とともに不断の努力が必要であることは言をまたないところであります。(拍手)

今、本改革案の内容を少し検討してみますに、われ／＼が反対をしなればならぬ最も大きな理由のまず第一点は、内閣総理大臣が直接国家公安委員会の委員長に国務大臣を任命し、その管理のもとに警察庁を置き、その警察庁長官及び警視總監、道府県本部長は国務大臣を長とする国家公安委員会がこれを任命するという原則になつておるのであります。このことは中央集権化した戦前以上の強力な警察国家の再現と相なることは明らかであります。(拍手)かかるもとにおいて、内閣

およそ民主主義は、個人の自由や人権の尊重がその基調でありまして、民主政治は、ある程度のロスはこれを認めなければならぬ制度であります。それは、そのこと自体が自由の尊重、人権の保障に通ずることであり、この前提条件をくずして、制度をもてあそんで、この改革を加へんとするがごときことは、まさに民主政治を冒瀆し、これを破壊に導くところの逆コースと言わねばならぬのであります。(拍手)また、現行警察法の第四十条は、自治体警察を廃止または設置せんとする場合に住民の一般投票によるというこ

とを規定してあるにかかわらず、この法規を無視して、住民の強い反対を押えて、あえて本案のごとき改革をなさんとすることは、口に憲法の精神を説きながら、政府みずからこれを破つてゐることであつて、これは断じて承服できないところであります。(拍手)

次に、三派折衝によるところの修正案によれば、五大都市の自治体警察については、この廃止を一年延期することとした。かかる修正は、かつての府県側と大都市側の間に特別市制をめぐつて鋭い対立をかもしたことを思うと、今後大なる禍根を残すことと相なるのであります。まことに遺憾に存するものであります。(拍手)

なお、公安委員会委員の資格要件についてありますが、これを緩和した。そのために、五年経過するならば、かつての憲兵、特高、検察官なども任命することができると相なるのであります。これまた思想警察の復活をねらつたものと見てさしつかえないのであります。われ／＼の最も憤慨にたえないところであります。(拍手)

反対の第三の理由をいたしまして、政府は、国警、自治警の二本建の制度は施設、人員等において不経済の点があるとして、行政整理のしわざをこゝでもつて行つたことでもあります。政府は、そのつじつまを合せするために、約九十億円の経費節減と、三万名の警

い、どうぼや強盗の傍若無き、大衆の反政府的の行動の抑圧や選挙干渉に汲々として、警察官による組織の完備と、警察国家、全体国家、独裁国家として、世界にその比類のない威容を誇り、その陰に、か弱多数の良民のしいたげられたる事実は、われわれは身をもつて体験して来たところであります。(拍手)

思うに、吉田内閣は、昨年の四月総選挙の結果として、旧内務官僚がたゞさん当選して来たのでありまして、その反動性を倍加いたしました。国際的には向米一辺倒の政策と、国内的には、さも政治の要諦を忘れたるがごとき大衆の犠牲の上に立つて、大資本家擁護の政策のもとに、去る十六国会には、破防法、スト規制法をあえて強行し、また過般のMSA協定、教育破壊法、防衛二法案が本院を通過、ここに内務官僚はなやかなりしころを夢みました、知事官選を伏線とするところの本改革案、吉田内閣の一連の反動立法が出来るつたと言わなければならないのであります。(拍手)かかる諸政策の強行が中央集権、権力政治、全体主義への道をたどることは必至であつて、歴史はこれを雄弁に物語つておるのであります。これは、わが国の将来を思うときに、憂慮のきわみと申されはなりません。(拍手)

汚職と反動の権化自由党と、本法律案を静かに考えてみますときに、過去の吉田内閣不信任案の提出の際、理由説明の中にしばしば申された通り、この暴虐きまりなき狂人的な諸政策は尽きざるものであります。結するところ、無責任なる自由放任経済政策のもとに政治の貧困はいたずらに社会不安のみを醸成し、その結果国民の不平不満を抑え、ことができずして、ここに本警察法案を提出し、最後の手段として権力、武力をもつてこれを押え、いままお政権にかじりつかんとするところの吉田内閣の断末魔のあがきは醜態の限りであるとわれわれは申さなければなりません。(拍手)

われわれは、民主主義擁護のために、断固これを阻止しなければならぬのであります。かように、かかる反動立法たる本警察法案は、自治の破壊と民主政治の逆行、暗黒政治への増火線であつて、われわれの断じて賛成し得ざるどころであります。

以上が私の本案に対する反対のおもなる理由であります。最後に私は吉田内閣に一言申しておきたい。一体、日本の議会政治史を見まして、はなはだ遺憾に思うことは、歴代の内閣が汚職によらずんば暗殺によつて倒れておることでありまして。(拍手)この多くの実例を考へますときに、これごとく、世間の輿論の趨勢をつかみ得ずして国民の信頼を失墜したる結果、こゝういふことに相なつたのであります。吉田内閣は民主主義、民主政治

を真に理解されて、かかる惨事の起きないことをあえて一言警告いたします。私は反対の討論を終ります。(拍手)

○議長 横廣次郎君 床次徳二君。

〔床次徳二君登壇〕

○床次徳二君 私は、改進黨を代表いたしまして、ただいま上程せられました警察法案に対し、三派共同修正部分並びに修正部分を除く政府原案及び関係法案に対し賛成の意を表するとともに、わが国の政治的、社会的性格に重大な影響を与える本法案の成立にあたり、改進黨の態度を表明せんとするものであります。(拍手)

政府は、占領政策の行き過ぎ是正という命題の一環といたしまして、現行警察法が戦前の警察制度を根本的に改革して、民主警察の理想を高揚した美点は認めるが、苦しい非能率、不経済の欠点があるをいたしまして、第一に、国警と自治体警察の二本建の制度であるために、警察単位が分割化され、細分化され、これによつて種々の盲点が生ずること、第二に、国家治安に対する国の責任が不明確であること、第三に、施設、人員の重複、複雑、不経済がおびただしいことをあげておるのであります。これが対策といたしまして、政府はまず中央、地方の公安委員会を存置いたしました。警察の民主的運営を維持しつつ、国警、自治警の二本建を廢して府県の警察に一元化し、その府県警察は自治警察の性格を具備せしめるとともに、国家的警察事務については中央の指揮に服せしめ、かつ中央機構を改めて国の治安に関する責任を明確化することを標榜して、本法案を提出したというのであります。その筋眼と構想に對しましては賛意を表するものであります。が、現実には提案せられたところの法文を詳細に審議いたしますと、その内容は提案説明と雲泥の差があるのであります。羊頭狗肉の非難を浴びるもむべなりといふべきものであります。

すなわち、政府原案を一貫するところの思想は中央集権であり、その風貌は警察国家の再現であり、戦後八年にわたつて演進せられて参りましたところの民主警察の理想は一朝にしてその基礎を失ふとする危険に瀕しておるのであります。

わが党は、数年来、わが国防衛態勢の確立を期するとともに、治安能力の強化を主張して参つたのであります。が、これがためには、国民の自由の理想を保障する憲法の精神を尊重しつつ、わが国の治安を国家の責任において有効適切に確保するとともに、官僚警察國家ないし競争介入の警察の旧弊を復活せしめないことを旨といたしまして、府県単位の自治体警察の実現を期しておつたのであります。この見地に立つて政府案を見ますに、まことに遺憾の点が多々あるのであります。しかしながら、現下わが国内外の状況を連

観いたしますと、治安の整備は一日もゆるがせにすることができません。よつて、ここに政府原案に大修正を加へまして、われらの理想実現に一步を前進せしめんとした次第であります。

すなわち、修正の第一点は、政府の責任の明確化は可であります。が、警察がその中立性を失ひ、官僚専横に墮することを防ぎますために、警察庁長官の任免権の所在を改善いたしましたのであります。

第二、東京都が首都たる特質にかんがへ、警視總監の人事を重視して、中央において任命せんとするのは可であります。が、都民の総意を尊重し、かつ民主的運営をはかるために、その任免にあたりましては都公安委員会の同意を要することにいたしましたのであります。

第三に、府県警察の性格は、政府の弁によりますならば自治体警察だと言つておりますが、その実はずつと地方自治精神を擁護し、国の一機関化せんとしたものであります。われわれは、警察の中央機構においては政府の治安責任を明確化する改正を認めますが、第一線警察におきましてはあくまでも民主主義の精神を発揮いたしまして、国家的警察に対するナエック・アシンド・バランスの原則によりましてその民主的運営を確保せんとするところの信念に立つたのであります。これが

ため、府県警察の本部長とその幹部の任免は、たゞい国家公務員でありました。府県公安委員会の同意を得てこれを行うことに改めたのであります。

第四は、大都市警察に關する特例を認めたことであります。すなわち、現行警察法発足以來、各都市は、いよいよ自治体警察として、住民の自治の精神のもとに、國警より独立いたしました警察を維持育成して参つたのであります。一面におきましては、たゞい若干の非能率、不経済の欠陥がありましたが、他面よく時局の要望に沿つて來つたのであります。私は自治体警察關係者の努力に深く敬意を表するものであります。政府は能率化に名をかりてこれを全廢せんとしておるのであります。われわれは、今日まで發展して参りました自治体警察の美点、長所は大いにこれを助長強化いたしました。これを警察全般に浸透發展せしむることを企圖し、ここに自治体警察の代表として五大都市警察に特例を認めますとともに、特に一年間は、府県と同様、警察運営を担当せしめることに改正したのであります。本修正によりまして、民主的自治体警察の精神が十分に警察制度に普及徹底をいたし、住民の自由の擁護、福祉の増進に寄与することをかたく信じているのであります。

防いだのであります。すなわち政府案におきましては、公安委員会は警察または檢察のいわゆる職業的前歴を有する者が公安委員となることを排除しているものであります。これは一見警察の民主化の保障のごとく見えるのであります。が、実は、かえつて公安委員会が専門家たる警察本部長のもとにロケットと化する危険を示すものであります。よつて、われわれは、公安委員の資格条件の前歴制限を緩和し、眞に識見ある公安委員を優秀なる警察職員とが良識と専門知識と調和融合させ、さきに修正を加へました公安委員会の人事権の確保とともに、完全なる運営を見るように修正したのであります。

その他、われわれとして、本法を完璧ならしめるためには幾多の修正点があるものであります。その実現は後日に譲ることとしたしまして、最も緊要かつ重要な諸点につきまして、われわれが平素主張しておりますことを貫き、ここに修正案の成立に協力いたしました次第であります。

なお、次に数点要望を付言いたしまして、政府の善処を促さんとするものであります。

第一に、警察制度は、制度そのものもまたことに重要であります。その運営の適正を得て初めてその目的を達し得るものである。政府は責任の明確化を期しているのであります。このためには、政府が眞の責任政治を理解いたさなければ、本制度は、いたすらに、政府の、人によるところの、政治の警察的支配に墮するおそれがあるものであります。きつめて戒心を要するものであります。吉田総理大臣は、しばしば、いとも簡単に大臣を更迭し、これをもつて内閣の責任回避に役立たせているのであります。これは眞の意味の責任の明確化にはならないのであります。(拍手)まず政府みづから率先、責任尊重の範を示されたいのであります。

次に、幹部の人事について申し上げたいのであります。警察の民主化と公平化の実現は、その中心となるべき人の選任が重要なかぎであります。すなわち、警察組織の中心となる長官、總監、本部長などの選任は、その経歴にとられることなく、広く人材を天下に求めまして、警察に、清新にして社会的良識あり、かつ民主的な氣風の醸成を期すべきであります。

第三、政府は、本案の作成にあたりまして、地方制度調査会の答申を曲解利用した傾向があつたのみならず、國警、自治警の兩關係者の意見をも十分に聴取することと意ひ、ために兩者に感情的対立を誘致したばかりでなく、府県と都市の対立を激化したことはなほ遺憾であります。ここに政府の猛省を促す次第であります。

第四、本案の実施には、人事に、財政に、広汎なる摩擦を生ずるおそれ

ありますが、有能なる職員が不本意に失職し、あるいは不利なる待遇を受けますことのないよう、万全の努力をなさなければなりません。今も警察職員の志氣が沈滞し、急激なる制度變革のためにその運営の円滑を欠きましたならば、治安上重大事であり得ます。新制度への転換の時期におきまして、特に慎重なる配慮を必要とするのであります。

第五、近き將來におきまして、すみやかに公安調査庁を初め麻薬取締りその他の特別警察事務を警察に吸収、一本化する必要を認めるのであります。なお最後に、地方公共団体は、過去において、自治体警察育成のためには幾多の犠牲を払つていたのであります。今これが府県に一元化せられ、その財産は府県に移管せられることになるのであります。これに對しましては、國家といたしまして十分なる考慮を払いまして、窮迫せる地方財政の實情を無視するがごときことのなきよう万全の措置を講ずべきであります。

以上、要約いたしまして、わが改進黨の警察法に對する所信を明らかにした次第であります。なお残された欠陥に對しましては今後の改善につつこととしたしまして、ここに修正せられましたところの本案に對しまして賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○議長(堤康次郎君) これにて討論は終局いたしました。

阿案を一括して採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。阿案の委員長報告はいずれも修正であります。阿案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反對の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○議員(堤康次郎君) 投票箱はありますか。投票箱開鎖。開閉。開鎖。投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(堤康次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 三百八十一

可とする者(白票) 二百五十四

〔拍手〕

否とする者(青票) 百二十七

〔拍手〕

○議長(堤康次郎君) 右の結果、警察法案外一件はいずれも委員長報告の通り修正議決いたしました。(拍手)

〔参照〕

警察法案外一件を委員長報告の通り決する可とする議員の氏名

相川 勝六君 逢澤 寛君

青木 正君 青柳 一郎君

赤城 宗徳君 秋山 利恭君

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議第五十号 警察法案外一件

淺香 忠雄君	藤生 大賀吉君	佐藤 堅作君	佐藤 善一郎君	長谷川 峻君	花村 四郎君	大高 康君	岡田 勢一郎君	加藤 清二君	勝間田清一君
足立 忠雄君	天野 公義君	佐藤 親弘君	佐藤 虎次郎君	濱田 幸雄君	林 讓治君	加藤 高藏君	金子與重郎君	上林與市郎君	神近 市子君
荒船清十郎君	有田 二郎君	佐藤洋之助君	坂田 英一君	林 信雄君	原田 憲君	神戶 眞君	川崎 秀二君	木原津與志君	北山 愛郎君
安藤 正純君	伊藤 郷一君	坂田 道太君	迫水 久常君	平井 義一君	平野 三郎君	楠美 省吾君	小泉 純也君	久保田鶴松君	黒澤 幸一君
飯塚 定輔君	生田 宏一君	始岡 伊平君	塩原時三郎君	福井 勇君	福田 越夫君	小島 徹三君	河野 金昇君	佐々木史三君	齋木 重一君
池田 清君	池田 勇人君	篠田 弘作君	庄司 一郎君	福田 篤泰君	福田 一君	河本 敏夫君	佐藤 芳男君	櫻井 奈夫君	志村 茂治君
石田 博英君	今村 忠助君	首藤 新八君	助川 良平君	福永 健司君	藤枝 泉介君	櫻内 義雄君	榎本 一雄君	島上善五郎君	下川儀太郎君
岩川 與助君	宇都宮徳馬君	鈴木 仙八君	鈴木 善幸君	船越 弘君	船田 中君	志賀健次郎君	榎本 三郎君	田中健之進君	田中 稔男君
植木庚子郎君	内田 信也君	鈴木 正文君	瀬戸山三男君	降旗 徳弥君	保利 茂君	重光 葵君	須磨彌吉郎君	多賀谷眞裕君	滝井 義高君
内海 安吉君	江藤 夏雄君	關内 正一君	關谷 勝利君	坊 秀男君	堀川 恭平君	鈴木 幹雄君	園田 直君	橋 榮次郎君	成田 知巳君
淺藤 三郎君	小笠 公昭君	田口長治郎君	田子 一民君	本多 市郎君	本間 俊一君	田中 久雄君	高瀬 傳君	野原 覺君	長谷川 保君
小澤佐重喜君	小高 彦郎君	田嶋 好文君	田中伊三次君	牧野 寛泰君	松岡 俊三君	館林三喜男君	千葉 三郎君	長谷川 保君	原 茂君
尾崎 末吉君	尾岡 義一君	田中 好君	田中 龍夫君	松井 豊吉君	松岡 俊三君	床次 徳二君	中嶋 太郎君	福田 昌子君	古屋 貞雄君
越智 茂君	緒方 竹虎君	田中 萬雄君	田中 光一君	松崎 朝治君	松永 佛骨君	中曾根康弘君	中野 四郎君	藤田 七郎君	細迫 兼光君
大西 龍夫君	大橋 武夫君	高木 松吉君	高田 弥市君	三浦 實之助君	三池 恒君	中村庸一郎君	並木 芳雄君	正木 清君	松原喜之次君
大橋 忠一君	大平 正芳君	高橋 英吉君	高橋 國三郎君	水田三喜男君	南 好雄君	廣瀬 正雄君	福田 芳秀君	三鍋 義三君	武藤謙十郎君
大村 清一君	岡崎 勝男君	高橋 等君	竹尾 式君	宮原幸三郎君	村上 勇君	藤田 義光君	古井 喜實君	森 三樹二君	柳田 秀一君
岡田 五郎君	岡野 清彦君	武知 勇記君	塚原 俊郎君	持永 義夫君	森 清君	古屋 菊男君	本名 武君	安平 鹿一君	山口丈太郎君
岡本 忠雄君	岡村石衛門君	塚田十一郎君	土倉 宗明君	八木 一郎君	安井 大吉君	町村 金五君	三浦 一雄君	山口丈太郎君	山崎 始男君
加藤 精三君	加藤 宗平君	辻 寛一君	坪川 恒三君	山崎 岩男君	山口 好一君	松村 謙三君	山手 満男君	山田 長司君	山中日露史君
加藤 常太郎君	加藤 五郎君	綱島 正興君	徳安 實藏君	山崎 猛君	山中 貞則君	三木 武夫君	吉田 正一君	山花 秀雄君	山本 幸一君
金光 庸夫君	川村善八郎君	寺島隆太郎君	徳安 實藏君	山崎 勝市君	山本 正一君	吉田 安君	中村 梅吉君	横路 節雄君	井上 良二君
河原田隆吉君	菅家 喜六君	菅米地英俊君	中井 一夫君	山本 友一君	保岡 武久君	辻 政信君	只野直三郎君	井伊 誠一君	伊瀬 幸太郎君
木村 武雄君	木村 俊夫君	中川 源一郎君	中川 俊思君	山本 友一君	吉田 重延君	松永 東君	青野 武一君	伊瀬 幸太郎君	池田 頼治君
木村 文明君	菊池 義郎君	中村 清君	中村 幸八君	山本 友一君	吉田 重延君	阿部 五郎君	赤松 勇君	稻富 稔人君	大石ヨシエ君
岸 信介君	岸田 正記君	中山 マサ君	仲川房次郎君	吉田 茂君	渡邊 良夫君	赤路 友蔵君	飛島田一雄君	大西 正道君	加藤 勘十君
北 吟吉君	久野 忠治君	永田 良吉君	長野 長廣君	吉武 恵市君	赤澤 正道君	足鹿 覺君	井手 以誠君	岡 良一君	加藤 謙十君
熊谷 憲一君	倉石 忠雄君	藤尾 弘吉君	丹羽喬四郎君	赤澤 正道君	荒木 壽夫君	伊藤 好道君	猪俣 浩三君	加藤 謙造君	春日 一幸君
黒金 泰美君	小枝 一雄君	西村 英一君	西村 直己君	五十嵐吉蔵君	荒木 壽夫君	伊藤 好道君	猪俣 浩三君	片山 哲君	川島 金次君
小金 義昭君	小坂善太郎君	西村 久之君	根本龍太郎君	伊東 岩男君	五十嵐吉蔵君	伊藤 好道君	猪俣 浩三君	川保 清吉君	河上丈太郎君
小平 久雄君	小林 鈴君	野田 卯一君	羽田武嗣郎君	鶴葉 修君	伊東 岩男君	伊藤 好道君	猪俣 浩三君	木下 郁君	菊川 忠雄君
小林 清治君	小峯 柳多君	佐瀬 昌三君	橋本 龍伍君	白井 莊一君	小山倉之助君	小川 豊明君	加賀田 進君		

○荒船清十郎君 議事日程は延期し、
本日はこれにて散会せられんことを望
みます。
○議長(橋本次郎君) 荒船君の動議に
御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(橋本次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて動議のごとく決しまし
た。

小林 進君	河野 密君
佐竹 新市君	佐竹 晴記君
杉山元治郎君	鈴木 義男君
田中三郎君	竹谷源太郎君
長 正路君	堤 ツルヨ君
戸叶 里子君	土井 直作君
富吉 榮二君	中井徳次郎君
中居英太郎君	中崎 敏君
中澤 茂一君	中村 高一君
西尾 末廣君	西村 榮一君
日野 吉夫君	平岡忠次郎君
細野三千雄君	前田榮之助君
松井 政吉君	松平 忠久君
松前 重義君	三宅 正一君
三輪 壽壯君	水谷長三郎君
門司 亮君	矢尾喜三郎君
山口シヅエ君	山下 榮二君
吉川 兼光君	岡田 春夫君
風見 章君	川上 貫一君
久保田 豊君	黒田 壽男君
小林 信一君	館 俊三君
中原 健次君	中村 英男君
有田 八郎君	原 彪君
平野 力三君	

本日はこれにて散会いたします。
午後三時一分散会

出席閣僚大臣
内閣総理大臣 吉田 茂君
厚生大臣 草葉 隆圓君
郵政大臣 塚田十一郎君
労働大臣 小坂善太郎君
國務大臣・緒方 竹虎君
出席政府委員
内閣官房長官 福永 健司君
國家地方警 齋藤 昇君
國家本部長官 谷口 宣君
國家地方警 察本部次長 柴田 達夫君
國家地方警 察本部局長 久下 勝次君
厚生省保険局長 朗説を省略した報告
一、去る十三日の法律の公布を奏上
し、その旨參議院に通知した。
地方税法の一部を改正する法律
地方財政平衡交付金法の一部を改正
する法律
入場観与税法
土地区画整理法施行法
一、昨十四日國會において承認するこ
とを議決した次の件を内閣に送付
し、その旨參議院に通知した。
けしの栽培並びにあへんの生産、国
際取引、卸取引及び使用の制限及び
取締に關する議定書の批准について
承認を求めるの件

通商に關する日本國とカナダとの間
の協定の批准について承認を求める
の件
一、昨十四日次の法律の公布を奏上
し、その旨參議院に通知した。
交付税及び譲与税配付金特別會計
法
經濟援助資金特別會計法
閉鎖機關令の一部を改正する法律
旧日本占領地域に本店を有する会社
の本邦内にある財産の整理に關する
政令の一部を改正する法律
金融機關再建整備法の一部を改正す
る法律
大蔵省關係法令の整理に關する法
律
軍事郵便貯金等特別処理法
一、昨十四日河井參議院議長から提議
長宛、參議院は漁港審議會委員に井
出正孝君、小田賢郎君、板垣明佐治
君、松平武一君及び池田駒平君を任
命することに同意した旨の通知書を
受領した。
よつて兩議院は右の通り同意した旨
内閣に通知し、その旨參議院に通知
した。
一、去る十三日常任委員会において、
次の通り理事を補欠選任した。
外務委員会
理事 戸叶 里子君(理事松平忠
久君去る四月三十日委員
辭任につきその補欠)

厚生委員会
理事 岡 良一君(理事岡良一
君去る四月二十八日委員
辭任につきその補欠)
水産委員会
理事 鈴木 善幸君(理事鈴木善
幸君去る十一日委員辭任
につきその補欠)
理事 山中日露史君(理事山中日
露史君去る四月二十一日
委員辭任につきその補欠)
一、去る十三日議長において、次の常
任委員の辭任を許可した。
地方行政委員 阿部 五郎君
法務委員 木原津與志君
外務委員 木下 郁君
運輸委員 榎 兼次郎君
予算委員 石村 英雄君
一、去る十三日議長において、次の通
り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員 石村 英雄君
法務委員 石村 英雄君
榎 兼次郎君
木下 郁君
西尾 末廣君
外務委員 木原津與志君
運輸委員 阿部 五郎君
予算委員 阿部 五郎君
一、昨十四日決算委員会において、次
の通り理事を補欠選任した。
理事 松山 義雄君(理事松山義
雄君去る六日委員辭任に
つきその補欠)

地方行政委員 橋路 節雄君
大蔵委員 山村新治郎君
農林委員 神戶 眞君
安藤 覺君
經濟安定委員 加藤 高藏君
予算委員 阿部 五郎君
決算委員 古井 喜實君
議院運営委員 生田 安一君
田淵 光一君
山下 榮二君
一、昨十四日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員 阿部 五郎君
大蔵委員 安藤 覺君
農林委員 加藤 高藏君
經濟安定委員 神戶 眞君
予算委員 橋路 節雄君
決算委員 中村 時雄君
議院運営委員 高橋 等君
佐藤虎次郎君
長 正路君
一、去る十三日議長から提出した議案
は次の通りである。
雜音による無線受信障害防止に關す
る決議案(原案外十九名提出)
一、去る十三日予備審査のため參議院
から送付された次の議案を受領した。

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議録第五十号 議長報告

昭和二十九年五月十五日 衆議院會議録第五十号 議長の報告

昭和二十九年六月に支給されるべき
國家公務員の期末手当の臨時措置に
関する法律案
一、去る十三日委員会に付託された議
案は次の通りである。
兜春等処罰法案(堤ツルヨ君外十一
名提出、衆法第三四号)
法務委員会 付託
一、去る十三日予備審査のため参議院
から送付された議案は次の委員会に
付託された。
昭和二十九年六月に支給されるべき
國家公務員の期末手当の臨時措置に
関する法律案(千葉恒君外六十七名
提出、参法第三号)(予)
人事委員会 付託
一、去る十日厚生委員会に付託した内
閣提出の市町村職員共済組合法案
は、去る十三日これを變更して地方
行政委員会に付託した。
一、去る十三日議員から次の議案は委
員会の審査を省略されたい旨の要求
書を受領した。
雑音による無線受信障害防止に関す
る決議案 原茂君外十九名
一、去る十三日参議院に送付した内閣
提出案は次の通りである。
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密
保護法案
一、去る十三日予備審査のため次の本
院議員提出案を参議院に送付した。
兜春等処罰法案(堤ツルヨ君外十一
名提出)

一、去る十三日次の内閣提出案(参議
院同付)に対する参議院の修正に同
意した旨参議院に通知した。
地方税法の一部を改正する法律案
地方財政平衡交付金法の一部を改正
する法律案
入場観覧税法
土地区画整理法施行法案
一、昨十四日内閣から提出した条約は
次の通りである。
日本国に対する合衆國輕便の貸与に
関する協定の批准について承認を求
めるの件
一、昨十四日議員から提出した議案は
次の通りである。
中小企業安定法の一部を改正する法
律案(小笠原君外二十七名提出)
農林漁業組合連合会整備促進法の一
部を改正する法律案(足立郎君外
十名提出)
一、昨十四日参議院から受領した同院
提出案は次の通りである。
國務大臣の私企業等への関与の制限
に関する法律案
一、昨十四日委員会に付託された条約
は次の通りである。
日本国に対する合衆國輕便の貸与に
関する協定の批准について承認を求
めるの件(条約第二号)
外務委員会 付託
一、昨十四日委員会に付託された議案
は次の通りである。
水道法案(只野直三郎君提出、衆法
第三五号) 厚生委員会 付託

一、昨十四日予備審査のため次の本院
議員提出案を参議院に送付した。
水道法案(只野直三郎君提出)
一、昨十四日参議院から同付された本
院提出案は次の通りである。
離島振興法の一部を改正する法律
案
一、昨十四日参議院から同付された内
閣提出案は次の通りである。
義務教育諸学校における教育の政治
的中立の確保に関する法律案
教育公務員特例法の一部を改正する
法律案
補助金等の臨時特例等に関する法律
案
厚生年金保険法案
船員保険法の一部を改正する法律
案
厚生年金保険及び船員保険交渉法
案
一、昨十四日参議院において、次の
件を議決した旨の通知書を受領し
た。
けしの栽培並びにあへんの生産、国
際取引、卸取引及び使用の制限及び
取締に関する議定書の批准について
承認を求めるの件
通商に関する日本国とカナダとの間
の協定の批准について承認を求める
の件
一、昨十四日参議院において、次の内
閣提出案を可決した旨の通知書を受
領した。

交付税及び譲与税配付金特別会計法
案
経済援助資金特別会計法案
閉鎖機關令の一部を改正する法律
案
旧日本占領地域に本店を有する会社
の本邦内にある財産の整理に関する
政令の一部を改正する法律案
金融機関再建整備法の一部を改正す
る法律案
大蔵省関係法令の整理に関する法律
案
軍事郵便貯金等特別処理法案
一、去る十三日議員から提出した質問
主意書は次の通りである。
沿岸漁民救済及び密漁取締に関する
質問主意書(伊東若男君提出)

衆議院會議録第四十二号中正誤
頁 段 行 誤 正
六三 三 三 旧政府契約 旧政府の契
約
衆議院會議録第四十七号中正誤
頁 段 行 誤 正
八八 四 末 一 公益性の 公益性に
八八 五 一 日を 一日も
八九 一 昭和三十年
昭和二十三年 昭和三十年
郵部 一部 十五円
電送料 共
發行所
東京都新宿区市本村町五
大蔵省印刷局
電話九段四三三三
郵便番号一〇〇〇〇
八七二